

平成29年第3回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成29年9月5日（火曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
建設部次長	尾関義彰君	教育部次長	牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長	金澤惣一郎君	学校教育課長	
		会計管理者 兼出納室長	林敏幸君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

本日、議場において議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことを許可することに決定しました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(杉浦あきら君) 本日、説明のため、出席を求めた理事者は16名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(杉浦あきら君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の御両名を指名します。

日程第2

○議長(杉浦あきら君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、15番、酒向弘康君の質問を許します。

15番、酒向君。

○15番(酒向弘康君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告順に質問をさせていただきます。

まず、1項目目の「住民の声を吸い上げと対応」についてであります。

最近の自治体の取り組みとして、行政サイドから、インターネットなどを活用し、行政情報、防災情報や地域の情報などを積極的に発信していく。あるいは、住民の声やニーズを集める取り組みなどを、行政運営に取り入れている自治体がふえてきております。

こういった、背景には、パソコンやスマートフォンなどの普及とともに、世界的なソーシャルメディアの利用者が急速にふえ、一方向からの情報発信だけではなくて、住民からの投稿などで、行政ではつかみ切れない情報も手に入れることができるようになったことがあります。

双方向で、やりとりをすることで住民の声を吸い上げて、具体的な施策に反映ができることから、行政への御意見箱やEメールの設置などで、全国の自治体で盛んに行われてきております。

本町にも、庁舎内1階において設置されております声のポスト、あるいはEメールなどで住民の声の吸い上げをされておりますが、こういったツールはどのようなものがあり、また、その活用現状についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 住民の声の吸い上げツールということでございますけれども、今言われたように、現在のところ、役場の1階のロビー、玄関の横にございますけれども、そこに声のポストを初めとする町のホームページからのお問い合わせメール、また町政モニター会議、これは昭和62年から行っておりますけれども、そういったもの。また、新成人と語る会や町長と語る会など、また2年ごとに実施しております住民意識調査などにより、さまざまな御意見・御要望を受けているということでございます。また、町の基本的な政策等の策定に当たりましては、町の意味決定過程における公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的に、平成20年度からパブリックコメント制度を導入して、これらを活用しているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 住民の声を吸い上げて施策に反映をしていく、このことは行政の基本だというふうに思っております。

次に、本町の住民の声を吸い上げるツール、御紹介のあったものがあるわけでありましてけれども、そこにはどの程度の意見や声が届いているのか、ツール別に集計がされていけばお聞きかせをください。また、その「声」に対する回答やアクションは、どのようにされているのかについてもお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 声のポストとお問い合わせメールについての受付件数を紹介させていただきたいと思っておりますけれども、平成28年度では、年間で声のポストが24件、またお問い合わせメールにつきましては年間で206件ございました。毎年徐々にふえているというふうな状況でございます。

また、この「声」に対する回答につきましては、声のポストまたお問い合わせメール、また町政モニターからの御意見は各担当課に照会をしながら、その回答や対応を行い、町政モニター会議の意見や回答につきましては、町のホームページにも掲載しております。また住民意識調査については、調査結果を報告書として取りまとめ、広報こうた及び町のホームページに掲載しているというふうな状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 「声」に対して、町として、回答、施策、反映された事例、声を上げられた住民の方への意見が実現した事例など、こういったものがあれば御紹介をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 町の施策へ反映とか実現された事例につきましては、道路修繕とか防犯灯の設置に代表されるようないわゆる施設改修、修繕要望に対しましては、即時に対応できるものにつきまして、担当課でその都度対応している状況でございます。また、県などを初めとする関係機関が所管している案件については、関係機関と連携を

図りながら対応しているという状況でございます。今後も引き続き声のポストやお問い合わせメール、町政モニター制度等を活用し、幅広く町民から意見を聞くことにより、今後の施策への反映とか、早期に対応できるものについては各所管で対応していきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 多くの住民の声を反映させるためには、行政と住民一人一人がしっかりとつながって、信頼関係を深める取り組みが必要だというふうに思っております。

本町では、先ほど部長から紹介がありましたアンケート形式で住民意識調査を2年に1回実施をされております。昨年で20回目ということでありましたが、数値として正直にあらわれてくる住民の意識の現状、この結果を受けて、その分析の仕方、今後それを生かしてどのようにアクションにつなげ、次の施策へと展開をしていく、そういったプロセス、それと結果として行政が目指している姿と、住民の意識との乖離、数値であらわれてくるわけなのですが、これが生じたときの軌道修正、いわゆるPDCAをどう回され、どのように対応をされているのかお聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 住民意識調査の結果につきましては、過去に実施した調査の回答との比較分析などを実施しており、自由意見では防災対策とか、道路公共交通の整備、子育て支援、教育の充実等さまざまな意見があり、各課に対して、その内容を調査結果報告書として周知しているところでありますが、その調査結果に対するその後の対応とか改善についての検証・分析、いわゆるPDCAでいうチェックの部分につきましては、必ずしも十分ではないというふうなことがあります。そういった調査結果を報告するにとどまっているというふうな状況でございます。そういったこともあって、広報こうたに調査結果を掲載した際も、前回の調査結果に対する対応が改善した点についての町からのコメントがなく、検証・分析が不十分であるのではないかというふうな御指摘もいただいたこともございます。住民意識調査は昭和54年から20回続き、広く町民の声を聞くことのできる有益な調査であるということであるため、今後は調査結果に対する分析とか、改善方策の検索など、全庁的に取り組むような体制を検討していく必要があるというふうに考えている状況でございます。

また、その要望に対応できない、住民との意識との乖離につきましては、さまざまな角度から施策を見直し、修正検討できるものは行い、また、できないものにつきましては、粘り強く理解を求めていきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 役場組織の横の連携ですね。部長も言われました、全庁的に取り組んでいくといった体制、これの確立が必要だというふうに思います。先ほども出ました本町の住民意識調査は、無作為に選んだ住民の方にアンケート形式で答えてもらう方法をとっておりますが、この設問をよく読んで記入をされる方は、町に対して興味もあり、時間もあり、じっくりと考えられる人だというふうに思います。が、一方、回答する時間もないような人も多く、幅広く多くの方の届かない声や意見の吸い上げも必要だとい

うふうに考えます。過去20回ですが、やられたという中で、徐々に改善をされてきた点と回答率の推移、また今後の改善すべき点があれば、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 住民意識調査につきましては、第1回の昭和54年当時は1,000人に対して行いまして、回答率は、当時は77.8%の回答率があったものですが、徐々に低下しまして直近の第20回、昨年の28年度では、2,000人に対して976人の回答、48.8%という状況で低下してる状況であります。平成9年の第11回の調査で回答率が50%を下回ったということで、平成14年の第13回の調査からは、対象者を1,000人から1,500人にふやし、また平成26年の第19回調査からは、対象者を2,000人として回答者数の確保をしながら、おおむね1,000人程度の回答は得ているというふうな状況でございます。

なお、質問項目の数につきましても、回答率が48%であった平成9年の第11回調査が全体で33問であってかなり多かったということで、26年度実施の第19回調査以降の部分では12問ということで、必要最低限の調査項目として回答率の向上に努めているという状況であります。昨年度実施した回答率が48.8%と低迷しており、回答率向上のためには、国勢調査でも導入されているインターネットによる回答が可能ではないかということで、今後検討してまいりたいということでございます。あわせて、調査項目を減らすことが必ずしも回答率向上につながっていないということから、より対象者が回答しやすく、今後町政の参考となるような質問を設定しながら、回答率の向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） だんだん減ってきて50%を切っているということについては、何らかの改善が必要だというふうに思っております。

私は、先日、行政調査で新潟県の聖籠町に伺わせていただきました。この聖籠町は、町民の声を聞く町政ポスト、本町でいいますと声のポストでありますけれども、役場や図書館などの公共施設に設置したはがきがありますが、そのポストへ投函され、届いた声に対して、行政から丁寧に現状やその計画また考え方を公表する取り組みがなされておりました。

広報せいろうには「町政ポストQ&A」として、毎月数件が掲載されております。これは平成8年から始め、現在まで約20年間続けられてきているようであります。

実際のことしの3月号の広報誌、「町政ポストQ&A」のコーナーの内容を紹介いたしますと、これは町内の主婦の方からの声であります。Qとして「新築されとてもきれいになった町立図書館にはカフェコーナーがありますが、自販機のみで中学生の雑談場所になっています。ゆっくり静かにコーヒーの飲めるお店が館内に入っていないのでしょうか」という問いに対し、町側の回答Aは、まず、いつも御利用いただきありがとうございますとお礼を言って、その後、図書館の設置経緯と基本理念を掲載し、その後、採算性を考えた場合、現状設置は非常に難しい状況であります。御理解ください云々と設置できない理由を回答しながら、今後とも御利用のほどをよろしく願いますと結んでおります。このようなやりとりや、ほかにも道路の問題、交通安全の

問題といったような声も多く、これもまた掲載をされております。このページに目を通す住民の方は非常に多いということではありますが、このように20年にわたり、根気よく、住民と双方向でのやりとり、また、各所に設置された、返信用のはがきは、子どもたちには絵を描いてもらってもよいということでもありますので、その送られてきた絵は、これも広報で掲載をされているということでもあります。住民のみなでまちづくりに参加しているという印象を受け、帰ってまいりましたが、このことについての見解をお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 新潟県聖籠町のように、町の広報を通じて双方向でやりとりをし、住民がまちづくりに参加するということはとてもよい取り組みであって、行政の信頼関係を構築する上では重要なことだというふうに認識しております。本町においては、声のポストやそのメールでの意見については現在公表しておりません。現在は、まちかどフォトニュースとかみんなの広場コーナーで住民からの情報提供や参加をいただいております。また個々のはがきや封書による意見も随時受領しておりますけれども、主に声のポストやお問い合わせメールにつきましては、広く聞くという公聴の部分で努めております。ポストの増設とか投稿用はがきの新設というふうな形は今のところは考えていないというふうな状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 聖籠町のように、町民の声に対するQ&A、これを公開するという事で、住民からすると共通するような疑問あるいは共通する要望ですね、この回答が得られ、町政に対する理解、これが深まり、さらに信頼関係も深まるというふうに思っております。

聖籠町では、意見投稿は匿名という扱いをしているのですが、行政に対して、他人の批判もあるようではありますが、町独自の記載基準要綱を作成し、それに沿って広報に掲載をしているという説明も受けました。

このように、どこの自治体でもご御意見箱といったような取り組みをされているというふうに思いますが、近隣のこの状況と、また本町に設置されている声のポストに対し、先ほど回答をしていないということではありますが、回答を公開し、広報をしていくということを早期に実施されるよう提案をいたしますが、いかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 近隣の西三河の9市の状況を確認しましたところ、岡崎市や豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、この6市はこういった声の意見箱とか、メールだけのところもありますけれども公表をしていると。しかも、それは随時ではなくて、年に1回とか2回行ったり、ホームページに載せたりというような形でさまざまに取り組んでおまして、残る3市が公表していないという状況で、碧南、刈谷、みよし市が公表していないという状況でございますけれども、今後こういったことは重要なことだというふうに考えまして、声のポストや問い合わせメールにつきましては、多くの町民に町政を理解していただくために参考となるものとか、また町政の改善に資するもの、ま

た同一内容が複数寄せたりすることもございますので、今後こういった近隣市の状況を参考にしながら、その公開基準なども整備し、町のホームページやそういった広報にこの声を掲載していくというふうに、早いうちに掲載していくというようなことを検討していきたいということで考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） わかりました。ぜひ実現をお願いしたいと思いますが、本町の広報広報こうたでは、毎年、新年1月号で先ほどあった新成人と語る会、これは各地区の新成人が幸田町をこんな町にしてほしいといった率直な意見等々に対しまして、町長と教育長が話をされてる様子が掲載されますが、住民の読者からは、毎年この特集はじっくりと読んでいるという声を聴いております。

住民の目にとまる広報誌あるいはホームページなどを活用され、さらなる住民の声を反映できる行政であることを強く期待をするとともに、私も議員として、これからも住民の声を代弁をしていくことを申し上げ、次の質問に移ります。

幸田町のイメージアップ戦略についてであります。幸田町に住んでみたい、住み続けたい、行ってみたいと思う人がふえ、働くところもふえ、住民が生き生きと暮らしていくために幸田町を内外にPRしていくことは、産業振興や企業立地にも大きな効果が期待できます。この両循環を見出すための本町にイメージアップ戦略について質問をしてみたい。

今、新聞やテレビ番組では、全国の自治体が取り組むイメージアップ戦略とか広報戦略を取り上げるニュースや新聞記事がふえてきております。企業だけではなくて、自治体もイメージアップするための戦略を立て、まちづくりを進め、積極的に営業活動をする時代になってきたと言えます。地域間競争を勝ち抜くため、個性を発揮し、町に埋もれている地域資源を発掘し、価値を高め、インパクトのあるブランド化を進め、我が町をイメージアップする戦略の競い合いが激化をしております。町や地域のよさを強く打ち出すことで、産業振興、文化振興、そして定住化に結びつけようとするブランディングの試みが全国で盛んになっております。

このブランディングとは、ほかのものと区別し、価値を高め、ユーザーに共通のイメージを持ってもらう手法のことです。本町のイメージアップ戦略の中で、地域資源を生かした取り組みの現状についてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 2点目の幸田町のイメージアップ戦略についてということでございますけれども、全国の自治体では地方創生や地域活性化のために、積極的に売り込むことで地域間競争に勝ち抜くためのイメージアップ戦略が行われ、そのためのブランド化は地域資源の希少価値化とか付加価値を生み、買いたい、住みたいという魅力的な評価や、生活が便利、歴史的文化・伝統といった資源的評価、さらにはほかにはない独自性が戦略上重要な要素であるということ言われております。幸田町では、住んでみたい、住み続けたいまちづくりを続けておりますが、そのイメージアップ施策としましては、従来から農業と工業、商業と住宅、観光と産業等のバランスをもって、幸田町のその地理的優勢を生かしたそれぞれのブランディングを、各部署、各所管担当にて多少の

温度差はありますけれども、進めているという状況でございます。具体的には、農産物を中心とする特産品、工業製品は、幸田町商工会とかJAあいち三河、各種生産部会を所管する産業振興課、また、まちなみ・文化を中心とする歴史的遺産については生涯学習課、さらには最近では産学官連携による先端技術研究を進める企業立地課等があり、それぞれが苦戦苦闘しておりますけれども、進めているという状況でございます。具体的な本町における地域資源につきましては、農産物また観光・文化とさまざまな分野がございますけれども、町の各種イベントなどもこういった開催については報道機関に情報提供をし、新聞各社、テレビに取り上げられることにより、町の知名度、イメージアップを図っているということでございます。また、さらには昨今ではふるさと寄附金の返礼品にあるように、いろいろな特産品、工業製品がその素材になり得るというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 次に、本町におけるブランド化という点についてお聞きをいたします。

ブランドというのは、売り手の製品やサービス、これで競合する他社と差別化をするための名称、シンボル、デザインのことではありますが、ブランドとは、買い手にとっても製品の識別が容易になるということでもあります。

では、何をもって自治体ブランドとするのかという研究においては、3つの観点があるということではありますが、1つ目は食文化、産物によるブランド化、まちなみ・文化によるブランド化、3つ目は行政施策によるブランド化、この3つの分け方があるということでもあります。

まず、1つ目の食文化、産物によるブランド化の取り組みについてお聞きをいたします。

多くの方がおいしいもの、珍しいものを食べたいと思っております。どこにでもあるような素材で調理したものをブランド化するには、独自の調理方法や味つけ、またユニークなネーミングなどの工夫が人気となります。B-1グランプリがその代表的なイベントだというふうに思います。産物のブランド化に悪戦苦戦する自治体、生産団体が多い中、成功事例としましては、宮崎県の完熟マンゴー「太陽のタマゴ」は、1個1万円もするものがギフトを中心に大ヒットをしまして、今や人気も知名度も全国区となっています。また夕張メロンや大間のまぐろなども、ブランド化に成功した事例だというふうに思います。愛知県では、みそかつ、手羽先が県民のソウルフードとして、また近隣では、蒲郡みかん、西尾の抹茶、一色うなぎなども全国的に有名になり、成功した例ではないかというふうに思います。

本町には、筆柿の生産、出荷が全国1位と生産者は大変努力をされておりますが、名実とも全国ブランドとなるよう、産業振興面から何か戦略は考えられておられるのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 幸田町のイメージアップ戦略に伴います、筆柿などのブランド化についての御質問ということでございます。

まずブランド化につきましては、まずそのものを知ってもらうためのPRや宣伝が必要でございます。そこで、筆柿につきましては、毎年初出荷などの様子等をテレビや新聞、雑誌等で紹介するなどし、PRに努めているところでございます。そして、年間利用者数が38万人ほどとなっております道の駅 筆柿の里・幸田では、島原の方にも大変好評をいただきました加工品筆柿ようかんなどを初めとした、そういった加工品の開発、販売を。また、樹齢300年を誇る筆柿の古木からとれました通称長寿柿をイベント等で無料配付するなどをしております。一方、生産者側においても、昨年度からは、柿部会によります町内企業に昼食時間にお伺いし無料配付のほうを行い、実際に味わっていただき、おいしさを知ってもらうという取り組みのほうも始めております。ほかに、姉妹提携を予定しております島原市のイベントに出向き、PR、消費、宣伝活動を行っており、また、そのほか近隣の高速道路でのイベントなどを狙って同様の活動をしているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、一般的にはブランド化におきましては、ほかとの差別化が必要と言われております。そういったことを考えまして、本年度におきましては、通常ある普通のポスターとは一味違ったインパクトのあるものを新たに作成いたしました。全国の市場や宣伝効果のありそうな場所への配付を現在考えているところでございます。こういった取り組みにより、名実とも全国1位のブランドとなるよう今後とも努力してまいりたいと考えております。そして、また幸田のイメージアップ、ブランド化につながるようなものの掘り起こしや情報収集にも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 知名度のアップあるいは集客、物品を販売していくには地道にご当地を売り込んでいく活動を続けること。それと、先ほど言われました報道メディアをうまく活用することが最良の手段だというふうに思います。

次に農産物、今農産物等々があったんですけれども、町内で生産されています工業製品あるいは商品などで、メイド・イン幸田といったようなブランド化が進行中のもの、あるいは現在考えられているものがあればお聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） それでは、ただいま工業製品等におけるブランド化の質問でございますので、企業立地課のほうでお答えをさせていただきます。

まず、幸田町にはデンソー、ソニー、パナソニック、フタバと、町内製造品出荷額1兆5,000億円を担う大企業がございます。法律によって製造生産地を商品に記載するということが定められており、この商品を買っていただいて、パッケージ等に幸田町の名前が皆様方消費者にお届けをするということが、唯一のアピールの方法ではないかなというふうに考えているところでございます。

幸田町で、中小企業におきましては、寝具製品のエアウィーヴがございます。企業の戦略努力により、世界的なブランドとして、現在、製造販売をされております。

次に、中小企業として、幸田町深溝の本社であるスギウラクラフトが製造している自動車向けのクッション、ミッションプライズが主な中小企業の方々の完成品商品でござ

います。これらは、各社独自ブランドを現在確立しており、全国から注文を受けており、先ほど申されました、町におけるふるさと納税の返礼品としても貢献をいただいております。また、愛知県の取り組みに愛知ブランド企業というのがございまして、幸田町内の企業においては、新東工業、近藤製作所、中村精機、アスカ、鈴木化学工業、カンドリ工業の6社が愛知ブランドとしての認定を受けており、これらの一部の企業においては、現在自社製品の製造販売を検討されていることをお聞きしておりますので、今後幸田町のブランドとして寄与するような企業となるよう期待をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） はい、わかりました。

次に2つ目であります、まちなみ・文化によるブランド化の取り組みであります、地域資源の中でも、まちなみ・文化資源をブランド化することではありますが、例えば岐阜県美濃市の「うだつの上がる町並み」、ここや伊勢神宮横の「おかげ横丁」など、古い町並みを保存再生した事例が挙げられるというふうに思います。

また、今ではどこの自治体でも取り組んでいるゆるキャラもその1つだというふうに思います。数年前より、ゆるキャラグランプリも盛り上がりを見せてまいりました。中でも、岡崎市の「おかざえもん」は、予想外の話題と人気をばくしました。

本町での町並みや文化財、あるいは全国にもあるような音楽の町、芸術の町といったような、文化でブランド化の考えがあればお聞かせをください。また、本町の「えこたん」は、町内外のイベントに出ておりますが、大変人気もあるようであります。この「えこたん」の町のイメージアップの効果についてもお聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） お尋ねのうち、文化によるブランド化という点におきましては、例えば本町には国指定史跡島原藩主深溝松平家墓所、いわゆる本光寺がございまして、神殿型の墓標や、他の地へ移った後も墳墓の地として継続して埋葬してきた葬送儀礼等が特徴的であり、多くの愛好者や観光客が訪れております。この史跡を計画的に整備、保存していくことで、さらなる地名度のアップと来訪者の誘導を図りたく、このように文化財を活用したブランド化というのも1つの手法と考えております。

また、文化的ソフト事業という観点におきましては、現在、町民会館文化振興協会におきまして、自主事業、さまざまな取り組みをしております。また、若い芽のコンサート、うたごえ喫茶等の自主事業やミュージカル、コウタレンジャー等の運営等が大変人気をばくしております。この点について、文化のソフト事業という観点でもブランド化ということを進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 幸田町のゆるキャラであります「えこたん」につきましては、平成21年に相見駅設置に伴う交通マスタープランや都市交通戦略、扇情的なまちづくりとしての取り組みの中で、わかりやくそういったイメージキャラクターをつくってはどうかということから、特産の筆柿、道の駅の名称に左右されたということもありまして、これをPRしながらエコな幸田のタウンという意味で「えこたん」を誕生させたも

のでございます。着ぐるみも用意させていただきながら、7年余りが経過したところでございますけれども、とても反応がよく、年に十数回出場しているという状況でございます。また、このイラストにつきましても、現在までに27件の使用許可が出されているということで、例えば岡崎警察では7件、道の駅では3件、幸田町の農産物物販、またフリーペーパーとか、民間でのグッズPRなどにも生かされているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 「えこたん」でありますけれども、本町のイメージアップのため大きな役割を果たしているものというふうに考えております。

次に、3つ目の行政施策によるブランド化の取り組みであります。地域イメージそのものをブランド化する試みであります。過去からの蓄積と現在のポテンシャルを地域のイメージとする、このことで外部からの投資を集め、好循環を生み出そうとするものことではあります。将来的な人口減少や経済力の低下を懸念している自治体は多くあり、人口がふえ、そしてとどまり、かつ活気ある地域を実現するために、町をより魅力的にしなければなりません。そして、地域の魅力を多くの方に知ってもらうためには、自治体が営業をすることが必要であります。今ではシティプロモーション課といった部署を設け、活動している自治体も多く見受けられます。地域のイメージをブランド化し、世間に広める活動が必要であります。子育て支援などの援助やお祝い金のみでは地域活性化を進めていくには不十分となってきたのが現状ではないかというふうに考えます。

本町を魅力的な町にするためのシティプロモーション体制の現状と、今後どういった取り組みを考えられているのか、お聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 本町におけるシティプロモーション体制としましては、現状では企画政策課において、ホームページや広報誌による情報発信、ケーブルテレビの番組制作による町のPR、各担当課における情報発信などを行っていますが、全庁的戦略とはなっていないというのが実情でございます。今後につきましては、全庁的な情報の収集と対外的な発信ができる体制を、近隣市を初めとする観光プロモーション先進都市の1つとも言われております長崎県の島原市ですね、ここは町の職員も派遣されておまして、そこには島原ブランド営業課も設置されているということでございますので、そういったことを参考にしながら、こういったアクションプラン等を構築できればというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 本町の第6次総合計画に示されております「産業振興 幸田から全国へ 世界へ」の施策としまして、「産業振興と就業機会の創出」を図るというふうにあります。その戦略づくりの理念は、「しごと」が「ひと」を呼び「ひと」が「しごと」を呼び込み、町の活力向上を実現するため、幸田ブランドを確立し、雇用創出や地域活性化を図るというふうに掲載してあります。本町のまち・ひと・しごと創生のための幸田ブランドの取り組みの現状について、お聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 総合戦略の所管でございます企業立地課よりお答えをさせていただきます。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるリーディングプロジェクトは2つございます。1つは、名古屋大学の連携の低温プラズマ事業、そして、もう一つも名古屋大学と連携の自動走行事業でございます。この2つの最先端技術を町内外の中小企業の皆様方とともに連携し、取り組みを進めていっているところでございます。

この2つの事業をツールとして結ぶものが、IOTでございます。平成29年8月7日に、経済産業大臣から選定を受けました幸田町IOT推進ラボにより、町内企業のIOT導入等の推進を支援することも予定をしております。そのほか、愛知工科大学に設置しております幸田ものづくり研究センターに情報として皆様方から寄せられている、市場規模が小さいために大企業が生産を中止し撤退した製品、そして製品化を断念した製品、そして既存メーカーに開発を依頼したけれどもできなかった製品、こういった製品を商品とするために支援を行っているところでございます。この支援を通して、幸田町からニッチトップ企業の育成を図ることなどを行い、幸田ものづくりブランドにつなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 自治体のブランディングに当たっては、企画部門だけの業務ではなく文化政策、産業政策、あるいは観光行政など、独創的な発想と事業推進への意欲が求められ、地域の特性を生かしたオンリーワンのまちづくりを進める必要があるというふうに考えます。

そこで、「住んでみたい、行ってみたい」、こういう本町へ移り住む、あるいは移住の促進や交流人口の増加など、シティプロモートという観点でのブランディング戦略はどういったことを進められておられるのかお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） シティプロモート、ブランディングについてはない物ねだりではなくて、あるもの探しが重要であるというふうに言われてますけれども、特に両施策においては、幸田町の場合、農業の町から工業の町に発展したという経過の中で、インフラ整備が計画的に行われた、まちづくりそのものが1つのブランディングではないかというふうに考えております。恵まれた地の利というもので、地理的地形や自然の大地の恵みとか、文化・歴史はもちろんでございますけれども、それらを生かすための交通インフラが明治の時代から充実し、コンパクトな緑住文化都市というものが実現、培われていることが要因であるということで、これが今後とも民間投資意欲や将来の発展性、可能性を期待されるものではないかというふうに考えております。文化とまた交通と環境をモチーフとした「えこたん」についても、こういった幸田町独自のオンリーワンのコンセプトとして合致してるとはではないかというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 本町は、これまで工業誘致あるいは社会基盤整備を進めながら、雇用の創出や交通の利便性向上を図り、結果として、今日の人口増加につながっていると

いうふうに思います。そんな中で、町内に住んでいる若い世代の住民の声は、子育てや教育、また交通安全など、多種多様であります。

昨年12月に出された、先ほど言っていました第20回住民意識調査報告書の中で、「幸田町に住み続けたいか」という設問に対し、全体の回答の中で「住み続けたい・どちらかというに住み続けたい」と回答した人が89.6%、約10人中9人の人が本町に定住を希望しているという結果でありました。逆に「町外に転出したい」と答えた人が全体で7.3%となっておりますが、その中で1つ大変な気がかりな数値がありました。それは、20代の人の中で、「町外に転出したい」と答えた人が20.7%、とても高い結果となっている点であります。これから幸田町に定住してもらいたい、考えてもらいたいという20代の人5人に1人が町外転出を考えている、この点がとても気がかりであります。この結果について、その分析と見解をお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 第20回の住民意識調査結果では、この年代別の中で言われるとおり「どちらかという町外へ転出したい」というのが15.5%。また「町外へ転出したい」が5.2%ということで、合わせて20.7%、5人に1人ということとなっております。過去の住民意識調査結果については、年代別の集計をこのようにしていないため、その選択肢が異なっており比較ができないということでございますけれども、参考までに岡崎市が平成28年、昨年7月に実施した岡崎市市民意識調査、これは5,000人に対して回答率57.5%、2,877人の回答で、居住継続以降の調査項目がありまして、その中で20代の回答結果を比較しますと、岡崎市では「ずっと住んでいたい」との回答が35.4%に対しまして、幸田町はそれより多く42.3%と高くなっていると。逆に、市外に移りたいという岡崎市での回答が8.1%。それに対して先ほど申し上げた、幸田町では5.2%となっております。近隣の岡崎市との比較においては、幸田町のみが20代の転出意向が強いというふうなことではないというような考え方でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） その中で、本町から転出される方にも、転出理由などについての御意見を聞いておられたかというふうに思います。これは期間限定かと思いますが、そのアンケートからどのような理由と意見があり、そこから見えてくるものがあればお聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 平成26年の12月から27年の5月、半年間ですけれども、転入・転出者に対するアンケートを行いました。転入が438件、転出が385件が半年間でございますけれども、その中で転出理由を聞いておりまして、この転出理由の40.5%が就職、転職などの仕事の都合によるもの、また23.1%が結婚などの家族からの独立を理由としているということで、こうした転出理由が生活、社会環境の変化によるものが多いのではないかと考えております。こういった20代の学生さんとか社会人の若い方々が町外に転出されるこの現象につきましては、こういったいわゆる地方都市には多くあって、その都心部に都市型住宅へ単身で暮らしたいというふうな年代で

もあり、こういった方々が家庭を持ち、また安定した教育、子育て環境を求めらる中で幸田町へ戻っていただいたり、また幸田町へ転入されるような若い方にも支持されるような魅力あるまちづくりが重要だというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 先ほど部長が言われました転出したいと考える若者、これほどこの市町でも同じような傾向があるということではあります、若い人の声反映される町であることが重要だというふうに考えます。

そんな若い人から、よくこんな声を耳にすることがあります。本町の呼称は、愛知県額田郡幸田町であります。住所に額田郡を書くのがちょっととか、郡、大字はちょっと田舎っぽい感じだ、あるいは、一郡一町なのに郡が要るのかといった声が実際にあります。決して見逃せない生の声だというふうに思います。

まず、お聞きします。日本における「郡制」の歴史と、額田郡幸田町の「額田」の歴史についてお伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 郡の歴史と額田の歴史についてということでございますけれども、日本におけるこの郡制度の歴史は、古代の律令体制において、行政区画として郡が置かれたということで、近代に入りまして明治11年に郡区町村編制法が制定され、行政区画としての郡が置かれ、また明治23年制定の郡制によりまして、郡は地方公共団体というふうになりました。しかし、大正12年にはこの郡制が廃止されて、地方公共団体としての郡は消滅したということでございます。その後は、専ら郡は地理的名称として用いられているというふうな状況でございます。

また、2点目の「額田」の歴史につきましては、これは額田郡は古代の三河国、現在の愛知県の郡名であるとともに、明治4年には府県統廃合による廃藩置県に伴い、豊橋県とか西尾県とか岡崎県がございましたけれども、こういった10県が統合して額田県が誕生しました。翌明治5年には愛知県の一部となってしまいましたけれども、「額田」の名称は郡名だけではなく、県名としても使用された歴史があるという名称であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） 「額田」というのは、歴史上大変由緒ある地名だというふうに再確認をしたところでありますが、平成の大合併が進んだことにより、全国で数多くの郡が消滅して、たった1つの町村だけになった郡、すなわち一郡一村と一郡一町となった自治体も多くあるというふうに思いますが、本町のように一郡一町となってる町村は、愛知県内、全国にはどの程度あるのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今言われるとおり、平成の大合併によりまして、当時全国では3,232の市町村があったものが1,718、約半分ですね、1,514の市町村がなくなったこととあります。その中でも、町村の数も当時2,562町村ございましたけれども、結果的には927町村ということで、ほぼ3分の1に激減したというのが町村でございます。こういった1,635町村がなくなった中で、一郡一町となった

事例としましては、愛知県では3つですね。愛知郡の東郷町、西春日井郡の豊山町、そして額田郡の幸田町という3町でございます。こういったような事例が全国では、町では139、村で17、合わせて156の町村が一郡一町、一郡一村となっているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） そういった状況だということですが、現在、郡は地方自治体ではありません。郡という組織や事務所も存在しておりませんし、具体的には何もしていないというふうに思います。当然郡の予算というものもありません。日本の地名は、町村名に郡がつくのが原則だということですが、調べてみますと、伊豆諸島・小笠原諸島の町村で、大島町や三宅村など9つの町村には、郡名がありません。ですので、住所は東京都大島町のようにいきなり町村名となっているところがあります。これは、地方自治法で決まっているからだということですが、町のイメージや印象で町に住むことを選択する方もいると思います。また、町名もイメージアップにつながることも、要因として大いにあると思います。今、郵便物の住所は愛知県幸田町で可能とはなっておりますが、正式な自治体の呼称として「郡」のない愛知県幸田町の可能性はあるのか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほど申し上げたように、郡については大正11年の郡制度廃止後、地理的名称として存在しているということですが、愛知県幸田町という呼称につきましては、テレビや新聞、マスコミ等では愛知県幸田町と表現することが多く、町としましては、観光協会のホームページにおいても「愛あり幸あり愛知県幸田町」とか「愛のある幸せのまち幸田町」とプロモーションをしているという状況でございます。こういったことで、愛知県の市町村課にそういった郡は配置できないかということを確認してみましたところ、現状では郡のない愛知県幸田町とすることは法律上できないという回答でございました。理由につきましては、やはり地方自治法の第259条の3項において、郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は第1項の例によりこれを定めるとか、また、さらに地方自治法の施行令の178条第2項に、市が町村となった場合、その町村の属すべき郡の区域は都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届けなければならないというふうな規定がございまして、県としては、このいずれも「その町村の属すべき郡の区域は」というふうに明記されていることから、町村は郡に属さなければならないというのが解釈であるということだそうです。先ほど言われた伊豆諸島とか小笠原諸島につきましては、町村の本土の町村制とは別ということで、その郡には属さないというふうなものが法律上決まっているという状況であります。こういった面で、地理的名称である郡のあり方につきましては、全国的に議論が進展しなければ、愛知県幸田町というのを正式な形にするということでは、現行制度では困難であるというふうな状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） ただいまの答弁から、これは非常にハードルが高いものだというふうに思います。住民運動などで郡を廃止する機運が盛り上がりつつない限り、今まで

存続した郡というものを、わざわざ手間をかけて廃止しようとする都道府県はないということだというふうに思われます。

大須賀町長は、現在、愛知県町村会会長、全国町村会副会長であります。何かの機会にこのことを話題にでも取り上げていただき、機運が盛り上がることを期待したいというふうに思います。この点は、町長に見解をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、酒向議員におかれましては、幸田町のイメージアップについていろいろな御質問をいただきまして、新たに私どももそれについてしっかり考えていかなければいけないかなというふうに思っております。ありがとうございました。

特に、また今いただいている額田郡という問題でありますけれども、私は、確かに外国なんかへ行きますと、タックスフリーで書くときに愛知県額田郡幸田町何々と書くというのが非常に時間がかかって、ほかの人たちと比べると随分時間がかかって嫌だなという感じがしたわけでありまして、特に成人者の、毎年1月ですね、成人になる人たちの懇談会をやると必ずその問題が出てくるんですね。ぜひこの郡をなくしてほしいと。幸田ってすごい田舎みたいだって言われるということをおっしゃるんですけれども、私もやっぱりこの町を離れて、もう随分離れて戻ってきたんですけれども、今考えますと、やっぱり背後に歴史的なものがあるということで額田郡と。額田郡というのは、私は残したほうがいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、確かに若い方につきましてはそういう話があるということは十分承知しておりまして、国の施策として、また大きな転換がある場合には、私は全国の副会長をやってる期間は2年でございますので、どうなるかわかりませんが、いろいろな副会長等、全国の方に一度聞いてみたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向君。

○15番（酒向弘康君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

本町には、先ほど部長が言われましたように交通の利便性、JRの駅が3つあり、近い将来全線開通する23号バイパス、そういったもの。そして、自然を含めた環境のよさが幸田ブランドでもあるというふうに思ひます。この地の利を全面的にアピールして、住みやすくバランスのよいオンリーワンのまちづくりが大きく前に進むことを期待し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 15番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 3件について通告をしております。順次質問をさせていただきます。まず第1点目に、中小企業振興条例の制定についてであります。日本の総企業数の9

割が中小企業で、雇用の7割を占めております。愛知県は、中小企業振興基本条例を制定するに至って、県下の中小企業は99.7%で、雇用は66.4%とし、中小企業力の強化をするをいたしました。

長引く不況、大企業の下請単価の切り下げなどで、中小企業の経営不安は深刻であります。地元経済の活性化のためには、中小零細業者の育成支援が必要ではないでしょうか。幸田町内の状況を見ても、経営者の高齢化、事業の先行きの不透明さが、中小零細事業者の廃業へとつながってきております。全国的に見ましても、中小企業庁が出している2017年度中小企業白書によると、休廃業、解散は2016年で過去最高の2万9,583件に達し、2000年に比べ2倍へと増加の傾向となっております。そこでお聞きをするわけでありまして、幸田町内の中小零細業者数について伺うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 町内の中小零細企業ということでございます。経済センサスのほうの数値を見ますと、平成28年の速報値でございますが、本町の総事業者数は1,229事業所となっております。これにはいわゆる大・中・小のそういった分けはされておきませんので、中小の数は正確には不明ということでございますが、商工会等による聞き取り等によりまして、うちのほうでも大企業数を差し引きしますと1,206、まあ1,200程度の中小企業というのを推測値でございますが出しております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町内におきましては1,206事業者ということであります。そこで、この町内の中小零細業者の売上、経営状況、経営診断などについて把握しておられることがありましたら、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 業者の経営状況、景気状況、そういったところでございますが、町の商工会のほうにこの辺のことも実は聞き取りのほうをしております。商工会のほうでは相談事業等もやっておりますので、そういった相談内容といたしましては、最近では経営難に関するものというよりも、設備投資や販路拡大といった、実は前向きなものがほとんどというふうに聞いております。決して悪い状況ではないように感じているということでございます。また、県のほうにも確認をしましたところ、県全体としては、少しずつではあるが、景気は上向き基調にあるというふうなことを聞いております。商工会での相談事例や融資状況、設備投資、販路拡大などの経営改善に関するものが多いということですが、そして後継者問題ですね。そういったものの人的相談もあるよということを聞いております。そういったことで、人的支援策についても今後の研究の余地を感じているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の状況でいいますと、設備投資や販路拡大ということで、上向き傾向の状況の中で意欲的に事業を進めていこうという、そういう姿勢があるということでありまして。そこで、町として、この中小業者を軸とした地域経済振興策、これを進める考える、また進めているか、またどのような施策に取り組んでおられるか、お

聞きしたいというふうに思います。報告にございました農業者あるいは産業関係でも支援も進められているわけでありますが、そのほかにも積極的に進める、その考えについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 地域経済振興策、町での取り組みということでございますが、中小企業の安定経営と活力向上、こういったことが地域として本町の経済振興につながるというふうに考えておりますが、本町での支援策といたしましては、新店舗の開業や新技術、新製品開発など、先進的な事業に挑戦できるように、まず産業活性化支援事業補助金がございます。そして販路拡大、販路開拓、市場拡大を目指すための中小企業見本市等出展支援事業補助金、また融資関係では小規模企業等振興資金預託金事業、また信用保証料補助金など、中小企業向けの支援を各種行っているところでございます。また商工会のほうでも、中小企業の先ほど申しましたが経営安定改善に関する事業といたしまして、相談やセミナーを各種行っているところでございます。今後とも中小企業に対しての補助事業の継続、そしてさらなる経営安定のための支援策など、商工会のほうとも協力しながら研究していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 中小零細業者の支援策をこれからも進めるという考えでございしますが、この中小企業振興基本条例、これを制定することによって、さらに中小業者の支援に拍車がかかると思いますか、それを軸にしながら、さらに展開が深められるというものであります。そうしたことが愛知県も中小企業振興基本条例を制定するに至ったものでございます。ですから、幸田町の地域経済の活性化、そのためにもこの中小企業基本条例、この制定をしていくべきだというふうに思うわけでございます。自治体の中で中小企業振興が明確に位置づけられるものでありますし、また外部にも自治体の姿勢を示すことができるものでもあります。何よりも中小企業の支援体制強化につながるものであると主張するものであります。そこで伺うものであります。この中小企業振興基本条例を制定している県下の状況について伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 条例制定の県下の状況でございますが、平成29年8月1日現在、県下54市町村のうち、条例のほうを制定しているところは8市ございました。県全体の15%ほどとなっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 近年、特に中小企業振興基本条例を制定している自治体が倍加してきている実態がございます。2013年に安城市等で4自治体であったわけでございますけれども、現在それが8市ということでふえてきている実態がございます。高浜市や名古屋市、知立市、刈谷市など、近隣でも中小企業振興基本条例を制定をしてきております。そこで、幸田町でも制定をする考えについて伺うものでありますけれども、まず三沢市の中小企業振興条例、これを視察をしてまいりました。福祉産業建設委員会で今年度視察をしたものでございますけれども、これは地元中小企業を支援しているものでございますが、三沢市の中小企業振興条例、これにつきましては市内の建設業者の倒

産防止という産業支援として、建物リフォーム等の事業費補助を行っている。これが中小企業振興条例をもとにさらに発展をさせたということで伺ってまいりました。この建物等のリフォーム事業、これにつきましては、三沢市では年間3,100万円の予算で事業を展開しております。これは平成22年度から28年度まで実施をしているものの統計をとったものでありますけれども、この7年間の交付額は2億4,267万円でありました。総事業費が62億1,252万円にのぼり、25倍にのぼる地元経済効果となっております。幸田町でも、ぜひこの先進地に学びながら、中小企業振興基本条例の制定をしながら、地域の中小業者支援、これを進める考え、これについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町での条例制定についてでございますが、この条例につきましては、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法のほうを根拠といたしまして、一般的には具体的施策というのではなく、市町の考え方や施策の骨格的な部分を示す理念型の条例ということでございます。中小企業のほうを、地域全体でいろいろなところが支援するという概念が共有され、より効果的に地域経済の振興を図るために制定されるということでございます。現在、県や近隣市町、そういった状況のほうも見ながら、あと制定済み自治体、県内8市あるわけでございますが、そういったところの背景や制定後の効果などを、また制定しない自治体の理由など等を今後調査研究していきたいというふうに考えております。また同時に、地域経済の振興につながる中小企業の支援策等にも引き続き情報収集していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、部長が言われましたように理念でございます。ですから、先ほども申しましたように、自治体の中での中小企業振興が明確に位置づけられるものがありますし、また同時に、外部にもこの幸田町の姿勢というものも示すことができると。そういう上に立って、中小企業振興基本条例というものが制定をされる。そして、その具体化策として中小企業の支援、産業支援、いろいろな事業が取り込まれるものがあります。そうしたやはり幸田町でも総合計画を位置づけながら、そして、それに取り組むということがやられているのと同じように、これも地元経済の活性化、それを図るためにも中小企業振興基本条例を制定をしていく、その姿勢を示すことが大事ではなかろうかというふうに思うわけですが、その点について、8市のその後の状況を見ながらということでございますが、現在4市から8市にふえ、さらにまた近隣でこの機運も高まってきている状況であります。それは何かといいますと、やはり長引く不況の中で中小企業がどんどん衰退をする。そういう状況も生まれてきている。これを活性化させようというものでございます。また同時に、資本力がない零細業者、この辺に至っては、やはり支援策がなければとても事業として展開できない、こういうこともある中で、三沢市の中では事業者を廃業させない、倒産させない、こういう理念のもとに地元業者の育成という点で25倍もの経済効果を生んできた。こういう実態があるわけですので、そうした点でやはり考えていくべきではなかろうかというものでございます。また、

近隣では、豊明市の小規模企業振興条例というものも2015年の6月議会に制定をされました。それに基づきまして、豊明市店舗等水まわり改修工事補助金を創設をしてきたということで、水回りに特化した店舗リニューアル助成というものも実現をしてきております。このように零細業者の方たちへの支援も進められてくるわけですので、ぜひ中小企業振興基本条例の制定、これを早急に行っていただきながら、支援を考えていくべきではないかというふうに思うわけでありますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 県のほうの中小企業振興条例が制定されましたのが平成24年ということでございます。その後、何年かたっているということで現在8市ということですが、近隣につきましては、岡崎、西尾、蒲郡につきましては、現段階では制定については未定ということも伺っております。あと、議員がおっしゃられました豊明市の店舗等の水まわり改修工事費補助金、こういった地域の特性を生かしたものとかがそういったところも研究しまして、今後条例制定についても課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の建設業にありましては、幸田町が発注する工事、これを例えば今回児童館の建設でございますけれども、そうしたものがなかなかとれないと、落札できない、こういうような経過であります。ですから、やはり今建設業への支援というものも大事でもありますし、やはり何よりもこうした地元経済が潤ってこそ町内が活性化するわけでございます。そのためにもこの理念条例でございます中小企業基本振興条例、これをぜひ早急に創設するように求めるものであります。

次に、給付型奨学金の創設について伺います。

幸田町の大学生の奨学金の実態につきまして、3人の学生から聞く機会がございました。現在大学2年生そして1年生の学生と、専門学校生の3人でしたが、いずれも貸与型奨学金を借り、さらにアルバイトに明け暮れる毎日でありました。大学を卒業すると約600万円近い借金を背負うことになるという実態で、将来が大変不安だということを切々と話されたわけでございます。このように幸田町内の学生にあっても、奨学金に頼らなければ進学できない実態がある。借りても卒業後返済に困っている社会人の増加というものも、全国でも問題になってきております。そこで伺うわけでございますが、町当局といたしましても、返したくても返せない若者がいるということを確認しているか、また実態を把握しているか。このことについて、まず伺いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 返したくても返せない若者がいるということを確認しているかというお尋ねでございます。大学生の2人に1人は何らかの奨学金を受けており、そのうちの9割が利用をしております独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受けており、貸与型奨学金には無利息である第一種奨学金と利息のつく第二種奨学金がございます。例えば第二種奨学金として、月額5万円を含めた返済総額は約243万円となり、月々1万3,500円ほどを返済していくこととなります。月額最高で12万円まで受けることができますので、利息が市中よりも低いにしても、卒業後結構な返済額になるとい

う状況がございます。日本学生支援機構の調べによりますと、大学卒業後その返済を3カ月以上延滞している者は、平成27年度末で16万4,000人を超えており、返済義務者の4.3%で、また平成28年1月の調査によりますと、延滞者の77.1%が年収300万円未満で、延滞が継続している理由も本人の低所得、それにつきまして奨学金の延滞金の増加が53.8%となっておりまして、返したくても返せないというその返済に苦しむかつての奨学生の現状が今日浮き彫りになっているということは認識をしております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 奨学金を借りている学生が2人に1人ということでもございました。奨学金は月に8万から12万円の学生が非常に多いということでもございます。そういう中で、例えば学校の先生になる夢を抱いて奨学金を借りたということで、これは県下の教育委員会へ就職をするということが、夢が実現するというになった場合でも、これはやっぱり奨学金を返していく。以前は、これはそうした教員になれば奨学金は返さなくてもいいという、こういう制度もあったわけでありましてけれども、今は返していかなければならない。ですから、夢を実現して先生になっても奨学金の返済に追われるという教員もふえているという実態も聞きます。こうした今の現状があるということが大きな社会問題になっているわけでありまして。こうした現状の中で、無理をしないで高校を卒業したら働けばいいのではないかと、こういう声もあるわけでありまして。また、生活困窮世帯では、最初から進学を断念せざるを得ない生徒もいるわけでありまして。しかしながら、現在の社会状況の中では高卒の求人が減少をしている。専門職を含めて、高卒で就職できる職種が少なくなってきております。進学を希望する生徒が逆にふえてきているということもお聞きをしております。厚生労働省は、生活保護受給世帯の生活実態や意識を調査した結果を7月27日に発表しました。その中で、中学生以下の子どもの進学に対する考えについて、大学までの進学が17.8%、短大・専門学校の進学が8.9%、高校までが68.9%、中学までが1.5%という結果で、生活保護世帯の厳しい暮らしぶりが改めて示されたものであります。経済的困難による子どもの成長への影響が危惧される結果でありました。そこで、幸田町で実施をしている高校進学者の奨学金支給の対象拡大と支給額の引き上げについて求めるものであります。そのお考えについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 高校進学者への奨学金の支給の拡充についてのお尋ねでございます。本町におきましては、経済的理由により、高等学校や専修学校への就学が困難な生徒の保護者に対しまして、現状月額5,000円、年額6万円の給付型奨学金を支給をしているところでございます。県内におきまして、高校生を対象に給付型奨学金を支給している市町村は12市町であり、隣接の岡崎市、西尾市、蒲郡市はまだ取り組んでいないというようなことを伺っております。高校生に対する給付型の奨学金制度があること自体が誇らしい状況であるという認識は持っているわけですが、今後とも県下の状況を注視しながら、対応を検討していきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 高校進学者の奨学金支給制度、これにつきましては、以前にも一般質問の中で実現をしてきたものでございまして、先陣を切ったわけでありまして。このことが高校の進路指導にも大変役立っているということで、現場の先生の声も聞かれるわけでありまして、何分にもこれは20人ほどでございます。もう少し枠があったらという声を聞きます。ですから、この対象拡大ですね。これをもう少し進めるべきではなかろうかというふうに思います。さらに支給額を引き上げるという、この考えでございまして、それについてもう少し見たいということでございまして、やはり今の実態、高校進学というのはやはり就職へとつながるわけでございます。そうした未来ある若者の将来を閉ざさない、そのためにも支給額の引き上げ、これも求めるものであります。

次に、私立高校生授業料補助金の引き上げについてであります。この制度創設以来、一度も見直しさえございません。この引き上げについて求めるものであります。現在、年額1万2,000円でございます。これを近隣市も見直ししながら引き上げも図ってきている自治体もあるわけですので、その引き上げを求めるものであります。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、高校進学者について給付型の奨学金の件でございますけれども、枠につきましては、当然予算上の枠は設けているわけですが、その枠をもってお断りをしたことはないということで、実績的には平成27年度が15件であったものに対しまして、本年度決定数については、現時点では22件ということでございます。また支給額につきましては、先ほど申し上げましたように、あるということ自体誇らしく思っているわけですが、それにあぐらをかくことなく、周辺の状況等を注視しながら対応を考えていきたいと思っております。

それから、私立高校生の授業料の補助ということでございます。議員がおっしゃるとおり、本町では高等学校や専修学校に就学する生徒の保護者に対しまして、所得に関係なく年額1万2,000円を上限とした授業料補助を実施をしているところでございます。県内におきましては、54市町村全てで何らかの形で補助制度を実施しているわけですが、そのほとんどが現状におきましては本町と同じ程度の制度設定である状況から、現時点で早急な引き上げは考えておりませんが、今日、特に経済的理由により就学が困難な生徒にあっては、先ほど話題にもなりました給付型の奨学金との併給について一層の制度周知を図り、現制度の有効活用に保護者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この高校進学者の奨学金支給、給付型でございますけれども、この対象拡大は枠というものではなくて、これは所得の拡大でございます。その引き上げを求めるものであります。そうしますともう少しですね、ちょっと届かないというそういう子どもたちも、いわゆる生活困窮世帯の子どもたちも枠が広がるというふうに思います。そうした見直しについて求めるものであります。そして、この月5,000円ということでございまして、みよし市では高校生は月に8,000円、豊田市も8,000円という状況でございます。そうした引き上げを図りながら支援を進めていく、その考えが伺いたいを思います。

次に、町内在住者の大学生、専門学校などの進学者数、それと進学率、この把握について伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、給付型の奨学金の件につきまして、枠の解釈につきまして、私の解釈が誤った解釈をしておりました。予算上の枠ということではなくて、その支給に当たっての審査上のハードルという点での御提言ということで受けとめさせていただきます。その辺につきましても、先ほど申し上げましたように、奨学金の金額とあわせて、そのハードルの適正な設定ということを検討をしてみたいと思います。

続きまして、町内の大学、専門学校などの進学者の状況ということでございますけれども、幸田町在住の高校生の進路、進学先につきましては調査をしておりませんので、確定的な数値はございませんけれども、愛知県が平成28年度の学校基本調査によりますと、大学等の進学率は、4年生大学が53.7%、短期大学が4.8%、専修学校が18.3%ということであり、平成25年3月における幸田町の高校進学者数が338人からすると、3年後の幸田町の大学進学者数は、4年生大学が182人、短期大学が16人、専修学校が62人で、合わせて260人程度と推計をされます。ちなみに幸田高校の28年3月の進学者数につきましては、4年生大学が75人、短期大学が23人、専修学校が62人で、合わせて160人でございます。ただし、この約半数は町外の在住者ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町にありましては約260人程度ということでございますが、この半数、2人に1人が奨学金ということであるならば、130人近い学生が何らかの形で奨学金を借りているということでございます。先ほども申しましたように、この奨学金が非常に卒業後の人生にも大きくかかわっているということでもあります。国におきましては、返還の必要がない給付型奨学金が来年度から約2万人を対象に実施をされるわけでありまして、この国の奨学金、これが幸田町で見ると、わずか1人ぐらいにしかならないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。現在、全国の中でも奨学金を借りている学生が132万人に対してごくごくわずか、ごく少数であります。対象を住民税非課税世帯に限っており、その層の大学進学者では6万人ということの数字が出ておりますが、それすらカバーしていない。給付額も2万円から4万円という奨学にとどまっている状況でございます。給付型奨学金制度は、出身家庭の経済力による教育機会の格差を是正するというのが重要な目的であります。そこで、私ども日本共産党では、昨年の省庁交渉の中で文科省が答弁をしたこととありますが、経済的困難者に対して、自治体にも奨学措置の義務があると述べました。そこで、この文科省の考えに基づいて言うならば、町独自の給付型奨学金、これも実現していくべきではないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 町独自の奨学金ということでございます。大学等に進学するに当たりまして、給付型奨学金の流れが生まれつつあるということは認識をしております。議員おっしゃるとおり、国においても、来年度から給付型奨学金を本格実施するという

ふうに通っておりますし、また本年度から、私立大学へ自宅外から通う人及び社会的擁護を必要とする人に限り、選考して本年度から給付を始めるということも伺っております。そして来年度からは、国公立大学へ自宅から通う人を含めて本格実施されるということでございます。また、政府のほうにおきましては、教育無償化の流れの中で、その拡充も検討されつつあるというふうに最近の新聞でも報道をされております。愛知県におきましては、大学生等に給付型奨学金を支給しておりますのは、豊田市、みよし市及び豊橋市の裕福な3市のみであります。近隣の動向を注視して、今後幸田町の奨学金制度のあり方について、今後の大きい課題として検討をしてみたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 裕福なみよし市、豊田市、豊橋市、ここが県内で給付型奨学金を実施しております。みよし市は、大学生に至っては1万2,000円。豊田市は、月額2万2,500円の年間27万円。それから豊橋市では、月額2万5,000円の年間30万円という給付状況であります。また瀬戸市では、これは卒業後の奨学金返済支援、これは限定が付きまます。市内企業就職ということでございますけれども、この卒業後の奨学金返済に支援をするということで、年間10万から20万ということで上限が3分の2で支給をするということを始めました。これは、瀬戸市の場合は、ふるさと基金の活用と納税の一部を当てるということで事業を始めているようでございます。このように、やはり幸田町におきましても奨学金で大変苦しんでいる学生が2人に1人はいるという現状も知っていただき、そして何らかの支援ということで若者の未来ある将来に曇りのないように、給付型奨学金の実現、創設を求めるものであります。再度答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほども申し上げましたけれども、国を含めて給付型に流れつつあるということは認識をしております。また、一昔前でしたら、借りたものは返して当たり前ということで済まされるという時代もあったかもしれませんが、議員の御提言にありますように、今日の学生たちの窮状を考えますと、単純に返して当たり前ということでは済まされない世の中になっているという認識も持っております。国の今後の動向と近隣の状況をにらみながら、幸田町の方々が高等教育を受けるに当たって肩身が狭くならないように検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町も財政力指数で言えば、県下の中でも裕福な自治体になるわけでございます。しかしながら、幸田町の特に西三河地域の状況というのものも、これは地域地域の特性もあるわけでございますが、とりわけみよし、豊田など同じ西三河管内の中で、このように支援もしている状況も生まれてきている中で、やはり幸田町も考えていかなければならないというふうに思うわけでございます。そのためにもぜひ給付型奨学金の創設を早急にされますよう求めて、次に移りたいと思います。

3つ目でございます。国民健康保険税の引き下げについて伺います。

安倍政権は、2015年の医療保険法の改悪で、国民健康保険の財政運営の都道府県

化を強行をいたしました。来年、2018年度から実施するため、その移行作業が今現在進められております。県単位化では、市町村は県が決めた納付金を100%納めなければならなくなり、収納率を上げるための徴収強化や国保税の引き上げが心配されているところでもあります。国民健康保険の加入者の特徴は、当初は農業や自営業者が主だったわけでありましてけれども、今日では無職など、主に年金生活者の割合が高くなってきております。国保は国民皆保険制度を下支えする制度であり、これから漏れる人が出ることは、皆保険の崩壊につながるものであります。国、県、市町村の取り組みによって、誰もが保険証を持つ誰もが払える保険税にすることが基本ではないでしょうか。しかしながら、今の国保税は、払いたくても払えない国保税となっており、滞納世帯の増加であります。滞納世帯の多くは払いたくても払えないのが圧倒的で、医療を受ける権利を奪われている状況であります。この高過ぎる国保税が問題となる中、都道府県化に向けて移行作業を進めておりますが、この移行作業の現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、国保財政運営主体が来年の4月から都道府県に移るということをごさいます。その現在の作業の状況ということをごさいます。移行作業につきましては、昨年度から、まず国保システム等の改修を順次実施しております。7月から県内の市町村が一斉にその連携のテストも進めているというようなところをごさいます。また、納付金の算定ということにおきましては、町のほうから基礎データのほうの提供を県のほうにいたしております。これは昨年11月から行っているということをごさいます。県から市町村へ確定納付金と標準保険料率が示されます。これは最終的なものは来年の2月ということになっておりますが、これまで行っていく予定をごさいます。また、実際の納付金の試算ということをごさいますけれども、29年度に県単化が実施されたという前提でありまして、県が8月末に国へ報告をしております。それを受けまして、現在県から3回目になります試算の公表を今待っているというような状況をごさいます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、来年の2月の最終段階までに向けて進められているということをごさいますけれども、この前に納付算定のためのシステムを使った試算、これが出されました。これによりますと、幸田町の国保税は下がると算定をされました。その見解を伺うものであります。15市町村が現在の国保税よりも1人当たりの国保税が下がってくるということをごさいます。その見解、これについて伺うものであります。担当としてはどのような見解で下がるというのが出たのか伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、2回目の試算ということで、本年の2月に行われました試算についてのお問い合わせであったかというふうに思っております。

この2回目の試算につきましては、やはり29年度に新制度を導入したという仮定の場合の試算をごさいます。このものに関しましては、30年度から拡充されます1、

700億円の国からの財政支援分ですとか、あるいは激変緩和のための都道府県繰入金及び特例基金の投入ですとか、そういったまだもろもろの条件が確定してない状況の中で出されてきたものでありまして、そういったものの中でさまざまな条件を組み合わせる中で、パターンの1つとして幸田町の国保税収納必要額というものが減少したということにありまして、それによって納付金の額が減ってきたものの算定の1つであるというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 8月の末に試算をするわけですが、これが9月に公表をされるということでありまして。それから10月から11月、これは国から仮係数をもとに2018年度の納付金及び標準保険料率を仮算定をしていく。12月から1月には確定係数をもとに2018年度の納付金及び標準保険料率を本算定をするということで行くわけですが、この2回目の算定の中で下がってきたと。現在の国保税よりも下がった試算が出たということではなりましたが、ちょっとよくわからないわけですが、ですから、じゃあ、最終的な国保税は上がるのか下がるのか、これが一番の関心でございますが、その点につきまして、担当としてはどのように見られているのかということでございます。今、本当に国保税が高くて払えないということで、幸田町の国保会計でも滞納者がふえる一方でございます。そうした滞納整理もしなければならぬという状況の中で、今回のように県単位になれば、さらにこれが強化されるであろうということが予想をされるわけでありまして。そのためには、やはり誰でも払える国保税にしてほしいというのが願いではないかというふうに思いますが、この国保税についてどのような見込みを立てておられるのか、まず伺いたいと思います。

次に、県の役割というのが、先ほども申しましたように、市町村の納付金を決めることとあります。実際の国保税は市町村で決めることができますが、その確認をしたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、今議員のほうから、やはり町民の方がこの国保の制度改革の中で最終的に国保税がどのようになっていくのかということについて、やはり関心が高いということでございます。これは、昨今、先般開かれました国保運営協議会の中でも、委員の中で最終的にどのようになっていくのかということについても御質問をいただいたとおりで、本当に関心をいただいているところであるというふうに思っております。県が行う試算の中において、やはり県全体で必要な国保運営に関する費用、それをどのような形で市町村に配分していくかというところが問題になってくるかというふうに思っております。そういった中で、現在、各市町村におけますやっぱり医療の状況ですね。医療費指数ですとか、あるいは国保税を負担される所得の所得係数、こういったものをどのように組み合わせていくかということによって、この納付金の分担の割合というものが決まってくるというふうになってくると思っておりますので、その辺のところを注意深く見守っていきながら、最終的に出た標準保険料率というものが出されるわけなんですけれども、これにつきましてもそのとおりに市町村が運営をするというのではなく、あくまでこれは参酌基準といいますか、それをもとに市町村が最終的

にこの料率については決定していくという流れになってきておりますので、当然今後の日程の中で、ある時点で仮係数による算定というものが出されてくるわけでありまして、その中で次年度予算もやはり立てていくことが必要になってきますので、そういった中で幸田町としての率あるいは制度も検討していくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 実際の国保税は市町村で決めるということでございます。そのためにも、やはり誰もが払える国保税にしていくためにも、一般会計からの繰り入れをふやす。いわゆる法定外繰入をふやしていくということと同時に、現在幸田町で進められております資産割、これをどうするかという問題であります。また、18歳未満の子どもたちの均等割、これを減免をしていくというその考え方のもとに国保税の引き下げが可能になるわけでございます。その考えについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 次年度におきます町の国保制度ということをご検討していただくわけでございます。やはり、町の国民健康保険の制度でございますので、やはり町民の方のための、負担を願う場合でありまして負担をしていただける範囲のものであるということで、制度のほうは設定していかなければならないというふうに思っております。そういった中で、今議員のほうから、現在4方式で行っております算定のものにつきまして、資産割というような話ですとか、あるいは一定年齢以下の均等割の減免とか、そういったものもこれまで御意見をいただいております中ではございますので、こういったものも含めまして検討のほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 資産割また18歳未満の子どもの均等割、この減免。さらに、一般会計からはきちんと繰り入れながら、そして国保税の引き下げになるように県単位化に向けて取り組んでいく。この考えでよろしいかどうか、再度答弁をいただきながら終わりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 再度議員から御指摘をいただきました国保制度の運用にしまして、急激な負担の増とかそういったものがないようにということで、これは国のほうからも、一般会計からの繰り入れですとかあるいは基金の活用、こういったものを念頭に行うようにというようなことも伺っているところでもございますので、当然そういったものも含めまして、国保税の大幅な引き上げが極力ないように、これは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について、順次質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険の広域化、都道府県化で、加入者の負担はどうなるのか、負担軽減の拡充などについて問うものであります。

現在、市町村ごとの運営になっている国民健康保険を、来年度、2018年4月から都道府県化するために、準備が進められております。そもそも国民健康保険制度は、国保法第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。このように定めておりますように、まさに国保は社会保障制度であります。国保の都道府県化で、県は県下の市町村ごとに標準保険料率を示すことになっておりますが、その内容について答弁を求めるとともに、幸田町はこの問題についてどう対応し、どのような方針で臨んでいるのかもあわせて答弁を求めるものであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから、県が示します標準保険料率について御質問をいただいたところでございます。

市町村の標準保険料率というものにつきましては、都道府県内の統一の算定基準によります市町村ごとに保険料率の標準的な水準を示すものであるということ、県が今後毎年試算をして、公表して市町に伝えていくものであるというふうに考えているところでございます。県単化に伴いまして、保険料率の標準的な水準を数値であらわすということでありまして、標準的な住民負担の見える化が図られ、将来的な保険料負担の標準化を進めるために提示されているものであるというふうに考えているところでございます。

本町におきましては、標準保険料率はあくまでも参考の数値であるというふうに考えておりまして、本町が改めまして定めていく中の参考数字といたしまして、やはり町民の方々の負担の能力に応じた応能割ですとか、受益に応じた応益割のバランスをとりながら、この制度を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 愛知県は、県内の統一的な運営方針、こういうものを示しておりますよね。それは5点にわたって。今、あなたが言われた内容も含めて、県の基本的なですよ、統一的な運営方針の5つを示してる。その内容についてどういう考え方、どういう内容でどう対応するのか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、県の示している県単化におきます統一的な考え方の5点というふうにおっしゃられたわけですが、申しわけございません、ちょっと今そのものについて具体的に手元で確認のほうができておりませんので、この件については後ほど御説明させていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 通告の内容は、国が2018年から国保の都道府県化を強行しますよと、こういう通告の内容をしているわけだ。それに伴って、幸田町は県が示すその内容についてどういうふうに対応し、どのように方針として考えているのか、こういうことをお聞きしているわけであって、いや、今はごさいませんよなんていうね、そういう答弁をいただきますと、一般質問とはそもそも何ぞやと。通告制なしでやっていけばいいじゃないかということになります、そういうことも含めて、現状全くそういうことについては視野にはごさいません、考慮しておりませんということにつながりますが、それでよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 当然、県のほうから考え方などについてはいただいておりますので、当然、これまでも情報等はいただいております中で、町としましても国保の制度改正に向けての考え方というものは当然考えていっておるわけでございますので、これまでいただいていた例えば標準保険料率、こういったものの考え方ですとか、あるいはその試算を行ったパターンによる標準保険料率の考え方ですとか、そういったものを踏まえまして、新しい国保制度について、これは考えていっておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたとおり、県は5点の項目について出している。その項目について県は指導をし、点検をすると言っておるのです。県が監査とし、要はこういう内容でやれよと。こういう軽いものではなくて指導をする、点検もする。点検とは何でやらんだと。こういうのが点検であります。その5つの内容で、ない物ねだりをするつもりはごさいません。要は1つは、1番目が標準的な保険料と納付金、2つ目は国保税の給付や処分に対する審査請求の審査を行う運営協議会を設置すること。そして、3つ目は国保税の収納の目標を示すことで、その目標の問題を中心にしながら差し押さえなど、滞納処分の強化をするよ。4番目は国保税の一部負担金の統一的な減免基準を示すこと。その減免基準というのは極めてハードルが高いと。こういうことですが、その内容までは触れてきません。5つ目は保険給付に必要な支払いと点検や指導を行うと、こういう内容であります、その内容については全く今、きょう初めて聞いたと、こういうことなのかどうなのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） これは、県がこういった形で市町村に対して指導を行っていくという内容のことであるというふうにごさいしております。ちょっと具体的に、ちょっと私が確かにこのものについて、こういった内容であったかということについてはちょっと今、確認をちょっとしてきてなかったということがちょっと現状でございまして、申しわけありませんが、そういったような状況でございまして。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる、あなた方が想定した文言集の中に、今、私が申し上げた質問の項目が入っておりませんので、答弁は控えさせていただきますよと、こういう内容ですよ。しかし、都道府県化によって先ほど申し上げた5つの項目については指導

をし、点検をするといったときには、いや、私ども資料のほう、その段階では入っておりません。点検や指導を受けるつもりは毛頭ございませんと。こういうことのスタンスであれば、それは構わんですよ。相手が県であれば、指導に全面的に従う。点検を受ければ、すべからく、おっぱっぱにしてないや。こういったときに対議会との関係、対住民との関係が、この段階できちっとされて来なければ何ともならんわけでしょ。結局、県が示したものは出たところ勝負で、県の言うがままに住民の負担がどうなろうとこうなろうとわからない。知ったことじゃないよと、こういう対応になってくるわけ。そこら辺は答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 当然、やはり新制度におきましては県が財政運営の主体になってくるということでありますので、県の行います運営方針、こういったものに対して市町村は、やはりそれを遵守していくことが必要であるというふうには考えておるところでございます。そういった中で、ことし8月には確かに県の国保運営指針というようなものも出されてくる中で、ちょっと今、その中でそういった項目も当然入ってくるものであるというふうには考えておりますが、県のそういった指示に対して町が従わないとか、そういったことではなくて、当然、参酌すべき考え方は、それを受けて町のほうとしましては、県のそういった考え方を含めて考え、そして制度を実施していくものであるというふうには考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁を聞いてきますと、いろいろ言われるけれども、結果的には今、私どもの手持ちは何もございませんと。対応する考えもございませんので、県が示す内容について、仰せのとおりという形で従っていきますよと、こういう内容の受けとめ方をするわけですが、そういう受けとめ方でよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 大枠で言えば、もちろんこれは県の財政運営主体になるということでございますので、県が決めてくるところではございますが、当然、標準保険料率を含めました、各種、基本的な数値は県が示していただくものにつきまして、最終的に制度を決めていくのは市町村であるというふうに思っておるところでございますので、県がいろいろ示してくるものについては、もちろん参酌もしながら制度は決めていくわけでございますので、あくまでこれは運営に関しては、市町村が主体的に行っていくものであるというふうには考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 最終的に市町村が行っていくものだよといったときに、じゃあ、その最終的に行う市町村に考え方があってしょうということをお聞きしておるわけだ。県が先ほど申し上げた5つの点について示して、これをちゃんとやれよと、指導し、点検をするからなといったときに、我が町は、最終的には我が町の判断で、それはまあ、税率は決められておるわけだな。納付額はまた別な形で来るけれども、余りごちゃごちゃにしないで、要は国保税の税額をどうするかは市町村が決めていきますよと。しかし、先ほど申し上げた5つの内容で県は指導をし点検をするといったときに、どう構えてい

くのかということが私の質問の趣旨であります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 申しわけありません。今の、個々に確かに5点、県が運営に当たりまして、指導の形の指針を示しておるというものであるというふうに認識をしております。個々に、ちょっとまだ今、具体的にこれについて、こういうふうだというふうな考え方を、今すぐちょっと持っているところではないわけではあります。先ほども申しましたように、この運用はあくまで、町が責任を持って行っていくのでありますので、県の考え方も踏まえながら、町としての考え方をちょっとこれからという形ではまだまだ申しわけないところもありますが、考えを持って、見詰めていきながら制度をきちっと運用をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 考えを持って、きちっと進めていく、その考えは何かといたら、まだありませんよと言った。こんなものは私は、たらいのふちを回る堂々めぐりはしたくはないし、残された時間もだんだんどんどん減ってくるので、とにかくあなたの言ってる内容については、要は県が示した回答については素直に従順をしていきますよと。そして、そのことによって国保に加入する住民がどういう状況に追い込まれるか。それはわかりませんよということになってくるわけなので。そうしたときに、今、改定が予定をされておる国保条例。国保税条例じゃないよ。国保条例の中に、生活困窮者への減免規定ございますよね。一般的には法定減免というふうに言われる2割、5割、7割と。そういう法廷減免だけではなくて、申請減免を含めて、我が町減免というものについては、どう対処されていくのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、国保条例におきます減免という形のところではございます。確かに条例等を改正いたしまして、法定減免については整備をしておるところでございます。申請減免につきましても、これまで何度か改正もしながら整備を進めてきておるところではございます。現状の中では、今、具体的にちょっと今、項目を新たにちょっと拡充するという考え方は、今のところ、ちょっと今、ないわけではございますが、これも運用も見据えながら必要に応じて整備をしていくことも必要かなというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 通告の内容には、こういう都道府県化によって住民が大変苦しい状況に追い込まれますよと。そうしたときに、滞納のほうをどうするのかと。減免、滞納イコール減免ということなのですよ。だから、滞納が生じないように減免の措置をやる効果ということが1つと。滞納イコール差し押さえと、これはまた後ほどの問題で触れてまいります。そうしたときに、じゃあどうされるのかということ具体的がなかったら、事は進んでいかない。事は進んでいかないということは場当たりで事を進めていくのかということになります。場当たりで進んでいくなら、何も方針や指針はなくてもいい。心構えもなく、その時々気分や感情で、あいつは悪いやつだなといたら、ばさっとやればいいわけだ。いや、あの人はいい子だなと言って、例え、悪質滞納者と

して、あなた方が烙印を押してもやらないよと。こういう行政ではいけませんよという中で、じゃあ滞納処分、こういうものに対してはどう対応していくのかという問題。先ほど、県が示した内容の中の4番目で、国保の一部負担金の統一的な減免基準を示せよということは今。非常に問題がある。あるけれども、今、そこまでは踏み込みません。そこら辺の内容も含めて、今、あなたの答弁でいけば、出たとこ勝負、場当たりですよ。そんなの今の須賀町長だけで結構だと。答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今の申請による減免ということでございますので、基本的には申請減免につきまして、現行制度をそのまま踏襲するような形で当然、今ある基準の中で必要な方には減免を行っていくという、こういった考え方でこれは進めていきたいというふうに考えておるところで、近隣等の状況なども踏まえながら、さらにこの減免の幅が必要な場合は、これはやはり検討していかなければならないという状況であるという考え方でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたとおり、県が示した5つの中の4番目で、統一的な減免基準を示すこと。こうなったときに、今、幸田町の持っている法定減免と申請減免がばさっと。法定義務はならへんわな。申請減免があって、幸田町はちょっとえらいかといったときに、あなた方、どう対応するのかということなの。場当たりか、出たとこ勝負か。こういうこともあわせて、先ほど申し上げたとおり、減免という問題は言葉だけじゃなくて、仏つくったら必ず魂を入れなきゃいかんわけだ。しかし、現実には仏つくって魂入っておっても抜いていっちゃうじゃんか、今の町政というのは。魂つくらずだ、抜いていくと。こういうことに対して、今度は都道府県化になっていく。そうしたときに我が町はどうするのかということの問題提起であります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに各市町において、今、減免基準というものは、それぞれさまざまに今、整備されておるものの中で、これを県下統一的な基準にされるということになったときに、やはり、じゃあ町の減免の幅が、これがちょっと例えば横に出過ぎ、上に上げ過ぎとか、そういう指摘があった場合、町としては、それに対してどういうふうな対応はということであるかというふうに思っております。これも、やはり、これまでこの制度をつくってきた経緯もある中で、幸田町においては、これは必要な減免の制度であるということは十分考えておるところではございますので、当然一律的に、じゃあすぐやめますとか、そういった話には決してならないというふうに思っております。これはやはり、町民の方が、この国保制度を運用いただく中で、これは必要な場合の事例であったというふうに考えておりますので、状況に応じて、この辺は考えながら制度を守っていくような考え方でいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 来年度から制度を移行する。制度を移行したときに、国保税を幾らにするかは市町村が決めてもいいですよ。しかし、何で都道府県化をしたのか。その不純なたくらみの大もとは、県下統一の国保税額にするということなのですよ。一気

にやれば、ぱんと上がるし、いろいろな市町村の抵抗もある。そうしたときに行く行くは県下統一の国保税の負担になりますよと。そういったときに、じゃあ我が町はどういう形で減免制度を維持しながら拡充を図っていくのか。これは極めて重要な政策的な選択の問題であり、それを答弁していただきたいと、そういう考えを示していただきたいと、こういうことを求めているわけであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） そうですね。今、議員がおっしゃられますように国保制度におきましては、創立以来の大改革の中で、これまでは市町村ごとで確かに決めて運用を図って完結してきたものが、やはり、財政基盤の安定化というようなことで、県にこの、県単価ということで進められるということになります。そうしますと、やはり、先ほども言われましたように、県からの統一的な、その考え方を示された場合の市町村のという考え方ということであるというふうに思っております。先ほどもちょっと申しましたように、やはり、今ある幸田町でも国保条例とか、国保税条例をもっておりまして、これまでも独自で運用をしてきたわけでございますので、財政基盤は確かに県に一旦行く中で、運用を図られていくわけではございますが、現状の、やはり考え方というものは、やはり十分踏襲しながら、基本的には今あるものを維持し、そして、さらに拡充が必要なら、そういったものも、やはり十分考えていきながら、この制度は考えていくべきだというふうに考えております。一律的な考え方の指導というものに関しましても、それは確かに、その時々に応じて必要なものだという、まずは考え方の中で捉えまされども、やはり、現状、幸田町が運営してきたものの中で、そのものをどういうふうに解釈してやっていくべきかは、やはり、その時々にはなりますけれども、やはり町民の方のための国保制度であるということを踏まえながら、これは考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、基本的には何のための国保の都道府県化か。こういうことに尽きるわけですよ。一気に目標達成ということにはならん。真綿で首を絞めていくように、じっくりじっくりやってくると、こういう仕組みの内容はきちんと捉えていく必要があるというふうに思います。

先ほど、ちょっと触れて飛ばしちゃったわけですが、県が示した5つの内容で、国保税の保険税や納付の処分に対する審査請求の審理を行う運営協議会を設置する。現在、幸田町にも国保運営協議会というのがあります。それとは全く性格を異にする運営協議会をつくってやれよと。そこで、運営協議会という隠れみので、どういう処分の仕方をするかという非常に内容的には、現在の国保運営協議会とは、性格と質を変えた内容だというふうに私どもは。そうした運営協議会についてはどうされるのか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに今は国保税条例の中に、国保運営協議会を設置して協議会を開いていくという、こういった条文に基づきまして、このものは運営しておるところでございます。

県が、それとは別に審査請求を図っていくような協議会をと、団体をとというような考

え方であるということですが、新たに県の考え方につきましては、今月の12日の日に県下統一の説明会というものが開催される予定になってきております。そういったものの中で、確かに今、県からの直接的にちょっとそういった指示を受けておるといところではないというふうに思っておりますので、考え方につきましては、そういった機会を通じて、県から示されるものであるというふうに考えるところではございますので、そういった内容を十分受けとめながら、町としてどういう形にするかはちょっと、その後に検討していきたいという考え方であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町村の悲しいと言いますか、結局、自分たちの考え方は一応持っておると、一応ね。しかし、県が示した考え方があったら、今、一応持ってる市町村の考え方と県が示した考え方に大きなずれがあったときに、そのずれを修正するのか、いや、我が町のほうが、加入者や住民のための内容だよというもので頑張れるかどうかということなのです。だから、そういう点でのあなた方の決意なり方針なりをきちっと示していただきたいということはずっと一貫して申し上げておるわけですよ。そういうスタンスを持つか持たないか。基本的には政策を持って当たるのか。こういうことなのです。どういう基本的なスタンスなのか。ついて回りですよ。ついて回りであれば、何も考えていかんというわけなの。県の仰せのとおりであります。そのような内容で住民を苦しめていきますよと、こういうことになるわけだ。ですから、それで一番重要なのはどういうスタンスなのか。いわゆるどういう方針で、どういう政策があるのかということが一番の決め手になるので、そこら辺の真髓の関係は今後どうされるのか。今、ないものを幾ら言ったってないものだよな。どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） そうですね。今、議員のほうから、確かにこの制度改正の中で、確かに今、町が持っております制度運営に関しまして、県の考え方とのずれが生じた場合にそのままそれじゃ県に従って、制度をばさっと後退させるようなことがあるのかというようなことだという、問いだというふうに思いますが、当然、やはり、この国保制度は、やはり住民のためのこれは医療のための制度であるということ踏まえまして、これは確かに状況によるところもございしますが、やはり住民のためのこの制度であるということで、一律に県の指示をうのみにして、そのままそれを改正していくというような考え方ではなく、やはり住民のためにどうあるべきかを踏まえながら、今後ちょっと検討をして、来る平成30年度にはこういったきちんとした考え方のもとで、新しい国保制度の運用をしていきたいという考え方でおるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした基本的には、私は腹が座っておらんなど。政策がないなどというふうに私は受けとめます。そうしたときに、じゃあ滞納処分に対する感覚はどうかと。先ほど申し上げた県の5つの中で、滞納処分の関係もございします。そうしたときに、今、幸田町は国保税を滞納すると、即、保険証を取り上げて短期保険証、1カ月、3カ月、6カ月と、こういう短期の保険証を滞納している世帯の世帯主、あるいはその家族が役場の窓口に来て、交付の申請をしないと無保険者と。保険証あっても、町が窓

口おいでと言って、悪魔が手招きするように、窓口でおいでおいでと言う。来たときに手ぶらで来たらあかんぞと。滞納している国保税を全額持ってこい。えらかったら、例えちょっとでもありゃいいよと。すべからく、窓口にいらっしゃい、いらっしゃいって悪魔が手招きをしているような、そういう行政の進め方ですよ。まず、そういう進め方について、私は伊藤宗次議員の独断と偏見だと言われるのかどうなのか、実態について説明。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに議員おっしゃられますように、国保税滞納者の方々に対しましては、短期の保険者証を交付させていただいておるところでございます。確かに普通であれば、更新の保険証をお送りするという形の中で、滞納の方々に関しましては、納税相談の機会を持たせていただくということで、一度、まず窓口で、そういった相談の機会を持たせていただきながら、納付に関する相談を詰めて保険証をお渡しするような形になっておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の中の答弁にありましたように、良質な方はと。良質な方はということの対比として悪質だと。滞納イコール悪質だよと。だから、窓口にいらっしゃいと。で、内容によっては1カ月、3カ月、6カ月という、短期の保険証を渡しますよと。そういう名目では結局何なのか、滞納整理だ、相談ですよ、納税相談ですよという形で来たときに、じゃあ、その人がなぜ滞納に陥ったのかと、現象面だけではなくて、深く生活に立ち入るようなことをやって、納税指導、そういうことも含めた対応をしているのかと。あなたの言われたように良質か悪質か。悪質イコール滞納者なり。滞納者に一々、一々ね、細かいことまで気遣っておっちゃ切りがない。だから、ばっさりやるよと、こういうことなのですが、そういうことでよろしいですかということを言ってる。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 良質といいますか、言い方はちょっと聞き取れなければ申しわけございませんでした。通常は納期までに納付をいただいている方は保険証が更新になれば、そのまま保険証を送付させていただくというような形になるということで、役場の窓口で、確かに滞納がちょっと何月かにあるような方につきましては、窓口でちょっと相談をさせていただくというような状況になってきております。そういった中で、やはり、当然、額だけお示しして、これについて、じゃあいつまでにどれだけ払えるのかとか。どういう納付計画だけを単純に問うものではないというふうに考えております。やはり、最終的には何かこういう納付の形を協議をさせていただくわけなのですけれども、やはり、そういった方々の状況も聞き取りもさせていただきながら、個々の方の状況に応じた形で納付をいただけるような方法で、これは納税相談をさせていただいておるといようなことであるというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした中で、先ほど申し上げたように1カ月、3カ月、6カ月と、そういう短期保険証を渡している世帯数、人数、そして、その中に中学生以下の子どもが何人入っているのか。何世帯なのか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 本年5月末に一度これは更新の時期が到来しておりますので、そのときの数字で述べさせていただきます。

短期保険者証ですけれども、1カ月はございません。3カ月を157世帯です。それから6カ月もございません。それで、あと、未交付という形になっておるものが、その時点では100世帯あったということで、対象は合計で257世帯であったということでございます。で、うち、高校生以下になってしまいますけれども、その方に対する、これは6カ月だったかと思いますが、高校生以下の方は6カ月ということになります。この6カ月のものを109人交付をしておるところでございます。未交付が6人ありましたので、対象は115人であったということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私がなぜこれを聞いたのか。幸田町は、中学校卒業まで医療費は無料化です。無料化です。といったときに、短期保険証をばっと渡されて、それはもちろん無保険者じゃないので、保険証を持って窓口に行くと、それが短期という扱いについては、まさに血も涙もない、冷酷非情と、こういう町政になるわけだ。

昔は、保険証というのは世帯ごとに1枚しかなかった。今は一人一人に渡される。そうしたときには、行政が面倒くさいで行っちゃえ、やっちゃえじゃなくて、その子どもたちが、たとえ滞納の世帯であったとしても、短期保険証じゃなくて、中学生以下については、我が町は医療費は無料化です。というものも含めて、きちっと対応すべきではないのか。改善をすべきではないのかという点を提起しておるわけですが、その意思はございますか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに今の私どもの対応の中では、高校生以下という方の中で、確かに短期者証は6カ月のものを交付させていただいておるというようなことであるかというふうに思っております。議員おっしゃられますように、確かにこういったものは、確かに子どもさん方からすれば、親の事情であると。その中で、短期者証によって医療を受けるということに対する思いといいますか、考え方ということだというふうに思います。確かにちょっと、どういう形がいいのかというところではございますが、今、現状では、やはりちょっと納税の上で、確かにこの医療の受けていただくというような形になっておりますので、今、こういう短期の保険証をお渡ししておる状況ではあるかというふうに思っております。こういった御意見も踏まえながら、これは確かに検討すべき課題でもあるのかなというふうにも思いますので、現状はちょっと、今すぐこれを変えろとか、そういった考えではちょっとございませんが、そういったお考えをいただきながら、ちょっとこれも検討すべき課題であるのではないかという考えであるというふうにお伝えしたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、現状が問題があれば、改定するにやぶさかでないという姿勢を示さないと、いつまでたってもあしき慣行、あしき政策は引き継がれていくということでもあります。したがって、それがいろいろな問題を提起させた時には、早く対応

をする、そのことによって我が町の政策が、あなた方自身によって形骸化されてくる。形骸化されてきたことによる被害者は何なのか、誰なのか。それは町民であり中学生以下の子どもたちだということはきちっと捉えていただきたい。で、やあやあ、状況を見てからというのは、そんなことはあかん。再度、考え方については答弁をいただきたい。

次に、お待たせをいたしました。28年度の清掃事業概要の問題であります。

事業系のごみ排出量抑制について問うものであります。ごみ排出量の推移を見ますと、生活系と事業系の総排出量は平成25年度を境にして減少をしてきております。が、しかし、事業系については逆にふえ続けております。排出の割合でいきますと、全体の22%が事業系を占めております。ここはどこに問題があるのか。その問題について、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員おっしゃられました課題につきましては、やはり、状況を見ながらという悠長なことではなくて、確かに状況を見て的確に、これは対応するというような考え方で、今後この事業のほうは進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 平成28年度の清掃事業概要からということで、事業系のごみがふえておるということでございます。事業系のごみにつきましては、まず一般事業所としてのごみが92%、あと公共施設のほうもありますので、そちらのほうは8%ということでございます。全体のごみ量につきましては、減少はしておりますが、昨年度の4.2%ほど増加しておるということです。これの要因といたしましては、近年の大型スーパーの進出によるものだというふうに搬出事業者からの聞き取りによりますと、そういったことを言っておりました。また、公共施設のほうにつきましては、小中学校や保育園、そういったものも含んでおりますので、近年の人口増に伴います公共サービスの増加などによるものと考えられます。

それと、幸田町につきましては、製造業等あるわけでございますが、製造品出荷額や商品の販売額、そういったものが増加しているというのも1つの要因というふうに考えております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 事業系につきましては、まさに今、あなたの答弁でも言われたように、特定の事業、あるいは業務を行う施設から排出をされてきました。で、一般家庭から出される生活系と比べれば、分別や資源化、これは比較的容易にできるという点からいって、実態をどう把握、出されているごみの内容の実態について、どう把握をしておられるのか。今後、どう対応されるのか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 事業系のごみにつきましては、産廃と一般廃棄物にまず分かれるということでございますが、町の関与します一般廃棄物については、排出事業者などから提出される手数料に関する報告書というのがございますが、ここで全体量だと

か、主な事業所というのがわかるものであります。しかし、具体的にどの事業者が町内のどの事業者がどの程度出したかということにつきましては把握はできないということでございます。

そういうことでございますので、事業所に対しましては、過去にも適正化処理に関する文書というものも出してございますが、そういった意味では事業所に対して、そういった啓発のほうがちよっと手薄であったというふうに考えてございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 現状は、その手薄だったよということですが、幸田町にはいろいろな歴史があって、この関係でも、言い方は御免だけれども、野方図なことをやってきた経過があるわけだ。そうしたときに事業系については、どこがどれだけ出しているかというのはつかんである。つかめるから、ちゃんと事業所を訪問して、どうするのかという対応策をきちっとさせよという形の中で、事業系のごみもだんだんだんだん減ってきた。こういうことですから、そういう点からいけば、我が町は生活系も事業系も他市町に比べれば、分別と資源化が進んでいる我が町ですよと、こういうことなのです。そうしたときに、事業系がずっとふえ続けているということについて問題意識を持ちなさいよと。どこに問題があるのかと。それをどう改善しようかということをお尋ねしとるので、現状の追認ではなくて、じゃあこういう現状の中で特定はされるわけだ、事業所がな。あなたの手数料関係で全部チェックできると言われたのだから、そういう内容を含めて、事業所に足を運ぶ、いらっしゃい、いらっしゃいって、悪魔が手招きをするのではなくて、現場に足を運んで膝を突き合わせて、ちゃんと話しなさいよと。こういう中で事業系の排出ごみを出されるところについてはきちっと対処すべきだというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員のおっしゃるとおりということでございますが、まず、今先ほども申しましたが、どの業者がどの程度出しておるかというのが、まず、うちのほうとしてもしっかりと把握はできてないというところがまず問題だというふうに考えております。これにつきましては、ほかの市町ですとか、そういったところもどのように調査しておるかなというところも少し調べていきたいと思っております。

まず、町の排出許可業者ですね。そちらのほうにどういう業者から、まず集めておるかといった、そういったリストづくりから始めたいと思っております。そういったところから、具体的にどの業者がどの程度ふえてきたとか、そういったことも調べていきたいと、こう思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、ぜひ現状を把握して事業者のところに足を運んで、事業者は事業者なりの言い分もあるだろうと、悩みもあるだろう。しかし、そういう中できちっと聞きながら、減量化、どう進めるのかということをやっていくべきだということで、そういう取り組みも今後されていくというふうに私は受けとめました。

次に、この事業概要を見ますと、平成26年度からプラスチックや白色トレイ、発泡スチロールを回収しませんよと。なぜ回収しないのやろうかと。資源化でずっと取り組

んできた我が町が、26年度を境にしてぺらっと手のひらを返したと。焼却ごみでいいですよと言ってきた背景は何ですか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） プラスチックごみにつきましては、プラスチックの分類ということで、まず、先に言わせていただきますと、主にペットボトル、プラスチック製容器包装、これがその他プラスチックになります。あと、プラスチック製品、あとその他不燃ごみ、金属入り、プラスチックと金属まざっているような複合素材ですね。そういったものに分かれております。そんな中で本町におきましては、以前、プラスチック、平成26年になりますか。プラスチック製品のところにつきましては、燃やすごみへしてきたということでございます。これはどういったものがありますかといいますと、まあプラスチックのケースだとかCD、プラのバケツですとか洗面器、定規、歯ブラシと、そういったものかと思えます。そういったところで、あと複合的な、プラスチック。プラスチックのものにつきましては、複合的な使用というのが多いということで、再資源化というのが、容易ではないよというもののことも言われております。そして、平成25年に環境省より出された指針といたしまして、直接埋め立てを行ったりだとか、そういうことでなく、熱回収を行うのが適当という、そういった指針も出されました。そこで、プラスチック製品につきましては、割合でいきますと、これは全資源ごみのうちの6%ほどになります。プラスチックの中での割合が16%ということです。この分を燃やすごみとしたよと、そういうことです。それでは、町は以前は何をやっていたかということでございます。どういうふうにしていたかということですが、このプラスチック製品を分別回収いたしまして、九州だとか遠くのほうになります。県外にある火力発電所だとか製紙会社、そういったところで焼却使用、熱利用使用をしておったということです。結果的には燃やすということに、どうもなっておったようでございます。そういった中で、岡崎のクリーンセンターのほうが稼働いたしまして、高熱を出すプラスチックの処理も可能になったということで、燃やすごみということで対応してきたというふうになってます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁にありますように、要は岡崎のクリーンセンターが稼働をしましたよと。で、幸田町から持ち込まれる生活系のごみは水分ばかりだと。もうちょっと火力のいいものを出せやと言って、頭を張り倒されたのが町長。お説のとおりでございまして、屈服しちゃったわけだ。屈服して、プラスチックや発泡スチロール、ペットボトル、そういうものは火力が強いわけですよ。火力が強い、火力が強いということは発電効率が高いということですよ。じゃあ、あなたの言われるように、今、クリーンセンターで燃やしているもののうち、発電に使っている内容の発電効率、これはどれだけとつかんでおる。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 発電効率といいますか、そういったものですが、ちょっとそちらのほうは私ども調べておりませんのでよろしくお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 全国的には極めて低い、17%。多分、岡崎は比較的新しいから20%ぐらいかなというふうに思いますけども、そういう点からいったら、ごみを燃やすことによって、プラスチックを燃やすことによる問題点からいって、発電効率という問題を対比して議論をするという点からいけば、難儀な話だなと、こういうふうに思う。次に、広報こうた7月号。7月号で我が町はごみの正式5部門中3部門において県下1位。これは誇らしいことですよ。住民の理解と協力があるからこそ何年も連続して県下のトップクラス水準を行っている。大いに胸を張るべきだ。ただ、そうしたときに、この文書の中で、何でこんな論法が成り立つのか。町では燃やすごみ袋を有料にし、分別ごみを無料にすることにより、分別するほど費用負担が軽くなる仕組みとっておりますよ。みそもくそも一緒にした論法じゃないですかと。ここの表で挙げられている1位、2位、3位という中にランクをされている自治体は幸田町を含めて7自治体であります。その7自治体の中で、じゃあ分別ごみが有料だよというのはどれだけありますか。みんな無料です。ごく一部有料のところもある。ただ、そうしたときに、何でこんなへ理屈を立てて、ごみ袋の有料化を正当化するのかと。みそもくそも一緒にした論法じゃないですか。しかも広報を使ってですよ。我が町は皆さんの協力をいただいてトップクラスですよと。胸張っていいですよと。私は大いに胸張るべきだと。

ただ、そうしたときに、可燃ごみを有料化をしていると。そのことを曖昧にして、分別は無料だからという理屈が何で成り立つのかと。そういうへ理屈、は理屈が成り立つ論法を教えてください。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） はい。今、広報の記事ということで議員のほうからも発言があったわけですが、ごみの有料化ということで、袋代を手数料として取っておるよということでございますが、排出者である、これにつきましては排出者である町民の皆さんの排出量に応じてごみ処理費のほうをいただいているということでございますが、こちらまあ、リサイクルの推進、負担の公平、ごみの減量化ということで、分別ごみにつきましては、そちらのほうへできる限りシフトしていくことで燃やすごみの減量化を図っておるということでございます。できる限り資源化を目指すという趣旨のもとというふうに思っております。県下でもトップクラスのこういった状態を保持しておるということでございますが、こちらは町民の皆さん方の長年の御努力によるもとということで感謝しておる次第でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は私が申し上げたいのは、広報を使って我が町はと言って胸を張りながら、片一方で可燃ごみの袋を有料化していることは正当化をする。こういうのを悪代官行政という。悪代官が悪いことをさんざんやって住民に負担をばばぱっとかけながら、片一方でいい顔をしておると。先ほど申し上げた、この中で、あわせて7つの市町、全部ね、資源ごみは全部無料。それから、不燃ごみについてはあま市、それから岩倉市、それから小牧市、これはいろいろな条件が重なっておりますが、有料化、無料化といたら、その3市。あと、幸田町を含めて全部無料にしておるんですよ。その無料をしているのに、あなた方はわかっておきながら、ごみ袋を有料化をし、分別ごみは無

料にしておるからという理屈が何で成り立つかということを知っているわけ。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ごみ袋の有料化、可燃ごみにつきましては有料化しておるということですが、こちらのほうにつきましては、分別につきましては平成10年から分別という体制をとらせていただいているわけですが、平成17年から現在の料金でやっておるということですが、資源化を促進ということで分別したものにつきましては無料ということで、できる限り、そちらのほうにリサイクルする意識の向上といえますか、そういったほうに向いていくということをやっておるものでございます。

無料化といえますか、有料化につきましては、こちらのほう、以前からも議会の答弁をさせていただいておったと思いますが、全国的な流れとして有料化する方針というのが環境省のほうからも出されておりますので、そちらのほうで対応して、資源化できるものは無料ということで対応させていただいております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、今の答弁を聞きますと、分別ごみを有料にすることによって、さらに分別が進みますよと、こういう論法です。ただ、そうしたときに、じゃあ可燃ごみは、県下で2番目に高いごみ袋代、これを10円以下に引き下げれば、無料に限りなく近づければ、排出量がさらに減ってきますよと、こういう論法ですよ。そういう論法が広報に書いてあるわけだ。

分別ごみを無料にしたからいいや、だったら、可燃ごみのごみ袋を引き下げるべきだと。こういう選択をすべきだし、あなた方が広報で訴えている内容もそういう内容だ。したがって10円以下になる。大幅な引き下げをすべきだと、こういう考え方について答弁を求めます。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 先ほども言わせて、発言させていただきましたが、こちらのほうは環境省のほうの指針もございまして、全国では60%を超える自治体が有料化してきたという経過もございまして、あと、実は、この4月1日から知多市のほうでも有料化ということでやってきておって、その値段につきましては、環境省の示すリットル1円という、リットル1円での単価を設定すると抑制効果が20%ほどあるよと。それ以上あるよというところに基づいて、知多市のほうもその金額。幸田町と同様の金額ですが、知多市につきましては、45リットルについては50円として設定したということも聞いております。そういったところもあり、今現在では成績優秀ということでやっておりますので、当面、こちらのほうはこの値段で継続していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩とします。午後は1時15分より会議を開きます。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時15分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、志賀恒夫君の質問を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告した順に従いまして質問をさせていただきます。

最初の質問は、県道蒲郡碧南線の道路拡幅の検討状況についてであります。平成23年に私が町議会議員になりましたときに県道蒲郡碧南線の上六栗地内の道路の拡幅の早期実現を地元の人たちから強く要望をされました。当時の上六栗の区長さんからは、県道であるのかかわらず、大型車のすれ違いが困難であると。運転手同士が夜間すれ違いでけんかをしておるといような声も聞きました。また、歩道がないため、安全な歩行や横断が困難であるといようなことでもございました。

また、桐山の区長さんからは、県道蒲郡碧南線には、上六栗地内に歩道がないため、南部中学に通学する生徒たちにとって歩道のある国道23号を経由して、大回りをせざるを得ない通学路になっております。

この件については、南部中学校新設するときに、すなわち、30年前から要望しているのに、いまだに拡幅が実現をしていないということでもございました。

このように、両区の区長さん、並びに地元の人たちから、強く要望が出されておりました。

私は、これを聞いて、直ちに県三河事務所、幸田町役場当局、地元の地権者の方々の間を駆けずり回りまして、何とか1年後に地権者説明会開催の同意を得ることができました。

平成24年、今から5年前であります8月2日に県道蒲郡碧南線の整備計画説明会が、地元上六栗で開催をされました。県道沿いの地権者の皆さんが大勢出席をされました。

その時点での道路の状況について、基本的には、現在と同じでありますけれども、道路の幅や、歩道の設置状況などの道路上状況について、まずは、現状認識のため説明を願います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 本路線は、名豊道路桐山インターチェンジと蒲郡方面を連絡する道路であり、蒲郡臨海部方面に向かう大型車の通行が比較的多い路線であるという認識であります。

現況は、上六栗金ヶ崎交差点から上六栗深田交差点までの区間、約600メートルのうち、片側のみ歩道が設置されている区間は約360メートル、歩道が全くない区間は約240メートルとなっております。

歩道がない区間の現況幅員は、約6メートル程度であることから、大型車がすれ違うことが困難な状況となっております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 大型車がすれ違えない6メートルということでもございます。

整備計画説明会、地権者の皆さんに説明をいたしました、県道整備の計画の素案でござ

ございます。公式な案ではございませんけれども、素案を示して説明をいたしました。その素案の内容について、説明を願います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 平成24年度に地元へ提示をいたしました道路計画では、道路の種別は道路構造でいうところの第3種3級、設計速度は60キロを想定したものでありまして、具体的には、一般部の幅員は12.5メートル、両側に2.5メートルの歩道を設置する道路計画でありました。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 制限速度60キロで12.5メートルの幅で、さらに両側に2.5メートルの歩道ということでございます。

この説明をされました道路整備の素案に対して、地元出席者からは、どのような意見が出されましたかお答え願います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 地元説明会では、さまざまな意見が出ましたが、代表的なものを御紹介させていただきます。

三十数年前からの懸案となっていることから、影響する地権者に丁寧に個別説明をしながら当該区間の拡幅整備をしっかりと進めてほしい。

また、道路拡幅については、センター振り分けの両側歩道とするように、強く要望を受けております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今、建設部長が説明されたほかに、早く整備を完了してほしい、そのためには、一方通行にしてほしいとか、そういった強い要望も出されたわけでありませうけれども、何よりも早く整備をするのが正しい選択肢だろうなというふうに思いますが、地元出席者から出された今のような要望に対して、何か対策を暫定的でも打ったかどうかお尋ねをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 平成24年度の地元説明会には、事業主体であります愛知県が平成25年度に予備設計、平成26年度に交通量の調査、平成27年度には、整備コストに着目した計画の検討を行い、平成28年度には予備修正設計をそれぞれ実施しております。

地元から出された意見を踏まえた道路計画の立案を進めているところであります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 県のほうでは、それぞれの年度で検討をしてきましたということですが、具体的にもう少し掘り下げて質問をいたします。

平成26年、2014年3月23日でございますが、国道23号バイパス幸田芦谷インターと蒲郡インターの間が開通をいたしました。

この開通によりまして、県道蒲郡碧南線の上六栗地内を通る交通量に変化が起きました。特に、大型トラックの交通量が減ったように思いますが、このタイミングで交通調査を実施をして、その調査結果についてわかったこと、開通前と開通後でどのような変

化が起きたのか、結果が得られたのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 開通前の交通量は、平成22年道路交通センサスによりますと、日交通量は、8,693台であり、大型車の混入率は21.4%でありました。

開通後の交通量は、平成26年に県が交通量調査を実施した結果、日交通量は、4,910台であり、大型車混入率は、19.4%でありました。

このことから、開通後の交通量は、全体で約44%減少しているとの結果であります。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいま説明のありました44%減ということで、この調査結果を踏まえまして、県は、道路設計におけるVE検討を実施したというふうに聞いております。VA、すなわちバリューアナリシス、VE、バリューエンジニアリングということで、設計者の間では、よく耳にする言葉であります。

要するに、交通量減少に見合った道路整備の設計案、機能や品質を落とさずに、あるいは、過剰品質の設計をおさえるというような活動であります。この結果、どのような案が作成されたのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 整備コストをおさえつつ、必要とする機能を確保する具体的な案につきまして、実測交通量に基づき、道路企画を見直すなどして、コスト削減効果が期待できる2つの計画案が選出されました。

1つは、両側歩道だが、幅員は縮小規定値を採用した案で、全幅は11メートルのプラン。もう1つは、片側歩道とした案でありまして、全幅は10.75メートルの案であります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 2つの案が出ましたということですが、片側歩道では、地元の地権者の合意を得ることはできませんので、両側歩道でということを進めるべきであるというふうに私は思います。

また、平成28年度予算で測量を行ったと聞いております。まず、測量を行った結果から見えてきた課題について質問をしてみたいです。

道路の拡幅に当たって、道路のセンター振り分けで両側歩道の当初計画の素案は守ることができるのかどうかについてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 先ほどのコストを重点においた設計プランで出ました片側の歩道につきましては、幾つかの案の中の1つとして、採用はされましたが、その評価は、歩道は山側のみに設置されるため、起点北側の既設歩道との連続性が確保されないということで、事業評価三角であります。

このような評価結果も踏まえまして、まず、両側歩道の取り扱いについては、事業主体であります愛知県が歩道を両側に設置する案で検討中だというふうに聞いております。

ただし、現時点では確定したわけではありませんので、その点を御承知おきください。

次に、センター振り分けについては、基本的に両側へ拡幅するイメージで進んでおります。ただし、新たな設計につきまして、道路でございますので、道路構造図に基づく基準値を遵守する必要がありますから、現道のセンターをもとにして完全に両側に同じ幅員で拡幅するという計画にはならない、この点は御承知おきいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 当初の計画ですと、制限速度60キロということでありましたが、制限速度については、どのようなことになっているかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 当初の三種三級から変更をして進めるというふうに聞いておりますが、申しわけありません、今、手元に設計速度の資料がございません。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 制限速度の資料がないということで、後ほど、お答えいただきたいと思いますが、測定の結果、移転を必要とする家屋は、何軒くらいありそうなのか、概略で結構ですお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 今の設計の段階が、まだ、幅杭等の設置もされておられません。中心線の決定まで終わった段階でありますので、この段階では、移転を必要とする家屋が数軒あることはわかっておりますが、具体的な軒数につきましては、お答えすることができません。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 私の見たところでは、やはり数軒、少なくとも1、2軒ではなくて、5軒前後はあるのではないかというふうに思います。数軒ということですが、それでは、道路の拡幅に伴って、用地買収費用とか、あるいは、家屋の移転費用、特に、道路の南側、山側のコンクリートの擁壁が必要だろうと思います。

また、道路の北側、谷川のほうにつきましても、やはり、同じように、コンクリートの擁壁の工事費用が必要で、通常の道路拡幅よりも多額のお金が費用がかかるというふうに推察をされるわけですが、工事費用の概算について、推定で結構でございます、億単位で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 事業費につきましても予備設計の段階では、正確な数字を申し上げる資料が手元にはございません。ただ、工事費合わせて数億円程度になる見込みであると聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 数億円かかるということあります。数億円も2億円、3億円ではなくもう少し大きい値になるかというふうに思います。通常、測量が終わりますと、道路の基本設計、実施設計へと進んでいくというふうに思います。今後の予定は、どのようなになっているのか、この点についてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 事業主体であります愛知県からは、当該箇所の事業化の時期

について、限られた県の事業費からは、まずは、現在、事業中路線の早期完成を目指しており、事業化時期を明確にはできないというふうに解答いただいております。

しかしながら、県においては、少しでも早期の事業化に向け、これまでさまざまな取り組みを行い、道路計画の見直しを進めてきていただいております。

事業化に当たり、とりわけ道路計画に対する地元の皆様の合意は、事業化判断の際に必要な不可欠な要件でありますことから、今後も引き続き、皆様にはより現実的な道路計画となるように努めてまいります。

具体的には、今後、まずは、全線にわたる現況測量を実施し、道路計画の制度を上げるとともに、現道交通への影響を最小限におさえるような施工計画の立案なども進めていく予定と聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 事業主体が県ということで、なかなか明確な答弁、あるいは、責任のある答弁ができないかというふうなのは承知しておりますが、要望を出さない限りは、県のほうは自分たちの都合だけで判断をしていきますので、その辺はきちんと認識をしていただきたいというふうに思います。

私は、基本設計段階で地権者の同意を得る必要があると思います。

突然、基本設計が終わりました、はい、説明では、なかなか同意が得られるのが難しいと思います。次の地権者への説明会は、いつごろ予定をしているのか、お聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 本年度、愛知県で取り組まれます道路予備設計B現況測量等の業務を進めていく中で、基本的なフローチャートの中には、この段階で地元との協議を行い、計画の変更も設計の修正も行いましょうというフローチャートがありますので、それに基づけば、タイミングを見て地元説明会を行う、そういった時期に来ている、そういう認識でおります。

ただ、事業主体であります愛知県からは、鋭意事業化に向け取り組んでいるが、現時点ではまだ事業化路線として位置づけされていないので、地元説明会のタイミングについては、時期を特定することを避けたいと言われました。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） この辺が県の事業であるというところの難しさかなというふうに思いますが、地権者にとりましては、ある日、突然、家屋の移転をお願いしますと言われても困るわけであります。

先ほど、申しあげましたように、事業化が決まって図面が確定しましたという段階で、大きな影響を受ける地権者の方に説明するというのは、これは、説明を受ける側にとってはいかがなものかというふうに思います。あらかじめ、根回しといいますか、水面下での説明なり、御提案をするようにすべきだと私は思いますが、どのように考えているのか、これを県に任せるのか、あるいは、町も一緒になって任せるのか、その辺についての考えをお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 愛知県に路線の事業化を要望する際、当然、地元協力は大丈夫ですかというふうに聞かれます。そこではもちろん、胸を張って大丈夫ですと答えたいと思っております。

そのためには、幸田町としても沿線の皆様の御理解をいただきながら、道路整備を進めること、これが重要であると考えております。

事業主体であります愛知県と協議を重ね、できる限りわかりやすく関係地権者へ説明できるこのような機会を持って行きたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 先ほど、答弁がありましたように、基本的な道路拡幅の工事のフローチャートでいうと、そろそろ地権者への説明のタイミングにきておりますということでありました。

地権者への説明会を開催しますと、何年度から工事に着手し、何年度に拡幅工事が完了するのかという質問が出ることは必至であります。

県の予算でありますので、先ほどから答弁がありますように、明確な答弁を得るのは難しいかとは思いますが、しかしながら、交渉事であり、交渉する側の町がスケジュール要望を出さない限り、物事は進まないというふうに思います。

町当局としてどのような考えで県と交渉するおつもりなのか、考えをお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 道路事業につきましては、国の重点施策の方針や県の予算状況によって事業スケジュールが大きく変わってしまう状況にあります。

そのような中、毎年、幸田町長が、愛知県建設部長に対して、直接面会し、当該区間の早期事業化について、重要要望箇所の1つとして、継続的に要望しております。

愛知県建設部長答弁においても、整備の必要性については認識していることから、幸田町としても現在、道路事業にて整備中の県道須美福岡線の次期整備箇所として位置づけ、引き続き、粘り強く早期に事業化されるよう働きかけてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） なかなか難しい交渉になりそうだなという気はいたしますが、幸田町は自動運転の実証実験を行う地域であります。その幸田町内の県道で、それも23号バイパス桐山インターチェンジに接続をされる重要な幹線道路である県道にもかかわらず、大型車がすれ違う時に、片方の大型車が停止しなければすれ違えないような未整備区間がいまだに残っておるということでもあります。

県として恥ずかしいとは思わないのかという気迫で、県に対しては来年度の予算折衝、要望に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、幸田町、まち・ひと・しごと創生総合戦略の今後についてというテーマで質問を続けてまいります。

幸田町は、平成28年3月に幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種事業の取り組みを行ってまいります。

この総合戦略の特徴は、平成31年に実現すべき具体的な施策ごとの重要業績評価指標でありますKPIを数値で示していることでもあります。

そして、この数値目標を達成するために、事業年度ごとにP D C Aを実施しております。

まず、最初に、今までの主要な取り組みのK P Iに対しP D C Aに基づいて達成した項目、そして、その達成した項目の要因について、まず、最初に説明をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 蒲郡碧南線におきましては、事業主体であります愛知県に対して、引き続き粘り強く早期整備を働きかけてまいります。

なお、先ほど答弁ができませんでした。現在の設計速度であります。現在は、道路種別三種三級のままですが、設計速度を40キロとして設計業務が進んでおります。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 総合戦略所管の企業立地課にて答弁をさせていただきます。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の方針は、幸田町の体力、産業力の増進と魅力発信により、第三子が安心して生めるなめらかなまりづくりを掲げております。

この方針の主要な基本目標は、しごとを育てるでございます。そのうち、現在、達成している項目のK P Iは、製造品出荷額でございます。

平成25年度の基準値は、1兆1,971億円、平成31年の数値目標は、1兆3,300億円であり、現工業統計調査におきましては、1兆5,028億円であり、既に達成をしております。

要因は、輸送機械関連産業の好調によるものと推察をしているところでございます。

続いて、年間商品販売額でございます。平成25年の基準値は303億円で、平成31年の数値目標は355億円であります。

平成26年調査におけるデータでございますが、既に386億円であり既に達成をしております。要因は、町内に新たに進出した大規模店舗の増加と売上の好調によるものと推察をしているものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 製造品出荷額、並びに、販売金額、いずれも既に達成をしたということで、数値的には、立派な数字が出てきたというふうに思います。

それでは、今までの主要な取り組みのK P Iに対しまして、P D C Aを回すとこれはおくれておるなというような主要な取り組みがあれば説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 主要な基本目標は、先ほど述べたように仕事を育てるであり、そのうち、達成をしていない項目のK P Iにつきましては、法人数でございます。

平成25年の基準値は652法人、平成31年の数値目標は680法人、現在の法人数は646法人であり、基準値を下回っております。

次に、製造業の従業員数でございますが、平成25年の基準値は、1万1,784人、平成31年の数値目標は1万2,200人であり。現従業員数は、数字上1万1,5

49人であり、基準値を下回っている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） KPIが法人数で、しかも従業員の数であるということで、具体的な数値でなかなか厳しいということで、今、説明がありましたが、この説明のありました事業につきまして、なぜ、おくれたのか、今後、どのように進めて、あるいは、挽回するのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） まず、法人の数でございますが、後継ぎが不在である、そして、新規製造の機械が購入できないということも含んでおり、こちらの事業を承継していただくために経産省等の支援を受けながら事業数の減少に歯どめをかけていくよう各法人の方々に情報提供をしていきたいと思っております。

次に、製造業の従業員数につきましては、企業努力やロボット化等により生産効率の向上が非常に進み、省力化が進んで従業員の数が逆に減っているということを推察をしております。

現在、雇用の創出に向けて、これも経済産業省の事業でございますが、中小企業経営支援等補助金による企業活動の支援や、新たな産業立地を促進し、創業支援事業計画に基づく創業を希望する方々の支援などを、現在、検討をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 省力化が進んでなかなか雇用数がということでありますけれども、企業誘致でそちらの数値も出てくるか、平成31年には出てくるかと思っておりますので、今後の活動支援に対して期待をするところであります。

次に、平成29年5月16日に開かれました地方創生特別委員協議会で、平成28年度の取り組み状況が報告をされました。

平成28年度から、国の地方創生推進交付金を使うということでありました。低温プラズマ技術進進事業として5年間、自動走行進進事業として3年間、多世代交流型児童館整備事業として2年間、それぞれの事業内容の説明がなされました。

議論を深めるために、この地方創生推進交付金の仕組みについて、最初に説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） この地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取り組みの本格的な推進に向け、地方創生のさらなる進化を図るものでございます。

本交付金は、国の地域再生法に位置づけられることにより、法律的な補助となり、地域再生計画を作成し内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付されるものでございます。

支援対象は、ほかの国庫補助金等の対象にならない事業でございます。地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の自主性、主体的な取り組みで先駆的なものが対象となっておりますという仕組みでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。その最初の関連する質問で、まずは、低温プラズマ技術進化石業についての関連で質問をいたします。

低温プラズマ技術をイチゴと並行して、トマトについても高付加価値果実の創出を目指すという説明がありました。

キングファームを大規模実証試験のパートナーとして、事業化の検討を行うということでありました。

平成28年度は町内のイチゴ農家で低温プラズマを使ってイチゴ栽培を行い、幸田憩いの農園で試食会を行いました。

キングファームは西尾市に本社のある会社の新規事業部門であります。

本来ならば、町内のイチゴ農家でプラズマ技術を使ったイチゴ栽培が、平成29年度も継続されるべきであったというふうに、私は思うわけではありますが、キングファームにお願いをするに至った経緯も含めて説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 地方創生推進交付金事業で、プラズマ機器の市販化を目指した取り組みをしております。

研究や実証実験につきましては、名古屋大学主導のものと継続し行っております。

キングファームは、西尾市下羽角町のものづくり企業の大野精工株式会社の農業部門の事業として現在行われており、幸田町のフタバ産業で製造しているCO₂の回収機や電装の農業ハウス支援の製品のプロファームなどを導入し、先進的な農業に取り組んでいることから、低温プラズマ技術を活用した農業をこのキングファームに紹介したところ、興味をもっていただき、昨年町内における実証実験に協力をいただきました。

また、キングファームは、農業拡大、事業拡大のために、幸田町での進出も検討されているということも聞いております。

プラズマ機器は、まだ、試作段階であり、機器が大変高価なものになってしまうため、現段階町内のイチゴ組合を通じた農家の皆様方から、まだまだ装置導入は難しいという意見をいただいております、先日の日本農業新聞の一面に取り上げられた名大のプラズマ装置でございますが、JA愛知三河の担当者もまだまだ装置が高いところをいっておられました。

今年度から、キングファームへの実証実験の協力をまだまだイチゴ農家から得られないというところで、お願いをするところがございます。

キングファームの農場においては、今後、機器の対象の商品を広げるため、イチゴのほかトマト等にも研究をすることと名古屋大学と検討をしているところがございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 既存の幸田町内の農家では、装置が高過ぎて取り組みが困難であるということでありました。

裏返しますと、大野精工さん、先進的な農業への取り組みの中で、取り組んでいただけるということで、大変ありがたい存在であるなど、逆に、そういうふうに思います。

今後、4年間のトマトの栽培のロードマップでは、出荷は平成32年となっております。そして、平成30年はプラズマの有効性の確認、平成31年は実装化装置の試作機

制作となっております。

このようなことに関する費用面については、どのようになると考えているのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） まず、プラズマの有効性の確認につきましては、名古屋大学が研究継続し確認をすることとなっております。

実装化に向けた試作につきましては、名古屋大学の指導にて、参画企業の自社負担で開発をするということの認識を互いに持っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 大野精工さんの自社負担で実用化装置の費用負担をするということですが、国の補助率の関係からいきますと、どのようになりますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 本事業は、幸田町新産業関連技術創生事業協議会の中にある先端新農業付加価値創生事業に参画している企業の皆様方の協力金で2分の1、残りの2分の1を地方創生推進交付金にて費用分担をする単年度総額280万円の事業でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 国のお金も280万円入っているということですが、その280万円は、全て名古屋大学にいくのか、あるいは、ほかにもいくところがあるのかについてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） こちらの280万円の事業でございますが、地方推進交付金事業として、名古屋大学に委託をし、その名古屋大学の指導のもと事業を推進する、そういう内容でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。名古屋大学に全ていってしまうということですが、じゃあ、幸田町の企業立地課の役割は何なのかと、立ち位置はどうなんだということを問われましたら、どのようにお答えになるのか、考えているのか、お聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 名古屋大学と先ほど申した先端新農業付加価値創生事業に参画していただいている企業が、新産業創生に向けスムーズに取り組めるよう、ヒアリングを私ども企業立地課が実施し、また、調整会議のほうを行うなど、幸田町がつなぎ粉となる立ち位置を想定をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。あくまでもスムーズに事業が立ち上げられるような支援をするということで、金は出さないというのがわかりました。

それでは、現在、キングファームさんは、道の駅筆柿の里・幸田でトマト販売をされ

ています。

しかしながら、今後の販売拡張を考えるとときには、新たなトマト販売ルートの開拓に困っておりますという話をお聞きしております。

キングファームさんは、幸田の憩いの農園にて販売したいという希望があるようですが、農家でないと出品できないというふうに言われたと聞いております。

町の立場として、この状況をどのように考えるのか、支援が私は必要ではないのかというふう考えますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 現在、キングファームにて生産されている農産物を、憩いの農園で販売することに関与するという事は、企業立地課では大変困難でございます。

しかしながら、将来において、低温プラズマ技術による付加価値の高い農作物の販売ができる目途が立ったときには、販売ルートの検討を、各種関係団体をお願いをする予定ではございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） プラズマを使ったトマトが販売ルートに乗った時に、行動を起こすのでは、こんなのは普通民間からいうと遅いですよ。あらかじめ道筋をつけて、トマトがプラズマ栽培をしたトマトができたときには、もう販売できる状況になるという道筋をつけておく必要があると私は思うのですが、どのように考えているのか、これは、環境経済部長にお答え願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在、JA愛知三河管内の事業者でないと、あそこに出せないということでございます。

先ほど、立地監のほうからもありましたが、幸田の町内のほうにも進出も考えているということでございますので、そういった状況を見ながら、農協のほうとも調整をしたいなというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ぜひ、いろんな方策を進めていただきたいというふうに思います。

次に、自動走行技術進化事業についてお聞きをいたします。

平成28年度事業として、本年3月9日に町民会館付近、及び、久保田鳳山付近で高精度3次元地図整備を行った。

今年度は、自動走行の事前調査、テスト走行、及び、近隣住民への周知までの計画となっております。

そして、町民会館付近での自動走行する計画でありますということではありますが、実証区分としては、警察庁新ガイドライン対応、主な行政課題としては、交通対策となっております。交通対策の具体的な内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 幸田町が推進交付金で実施します自動走行事業にありましては、運転席に運転手が乗車するレベル3でございます。道路環境、そういう環境においては、現在、愛知県警の指導にて自動走行における交通安全対策を行う予定としていま

す。

なお、新聞報道で、愛知県がレベル4の自動走行を現在計画をしております。こちらは、警察庁新ガイドラインで運転者が運転席に乗らないレベル4でございますので、こちらのほうは、まだまだ

まだまだ国土交通省等と調整を図っているというふうに聞いている次第でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 自動走行技術の進化というものが、幸田町民の利便性向上に役立ってこそ、幸田町で実証実験を行う意義があるというふうに私は思います。

名鉄バスが走っていた旧248号や三駅プラスワンを結ぶ自動運転バス、こういったものの実験を行ってこそ幸田町らしさであり、住民の理解も得やすいというふうに私は思います。

このような発想には至らなかったのか、次の段階では、また、考慮される余地があるのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 自動走行技術にありましては、国内でまだ始まったばかりでございます。幸田町で実施をいたします普通車による自動走行にありましては、まずは、事故を起こさず安全に実証実験を行うことが第一と考えております。

この自動走行を、町民の皆様に理解を深めていただいてから、次のステージに進むことを予定しております。

よって、自動走行バス等々の実験は、その先に現在はあるというように考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 次のページに入ったときには、幸田町は、よその地域が取り組んでいないコミュニティバス、エコタンバスで自動走行を手を上げるのがよいかなどというふうに思いますので考慮していただきたいと思います。

次に、多世代交流型児童館事業についてお聞きをします。児童館としての機能のほかに、多世代交流施設としての機能、そして、女性の起業セミナー開催などによる企業支援の3つの機能の実現が求められております。

この3つの機能のKPIはどのようになっているのか、お聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員がお尋ねのこの事業に対しますKPIということでございます。地方創生拠点整備交付金の施設整備計画の中におきましては、まずは、児童館機能としての遊びを指導、伝承できる施設ということで、こちらにつきましては、本来でいけば人的数字の設定があらうかと思うわけでありましてけれども、合わせまして多世代交流施設ということで、大人から子どもまでの出会いができる交流ができる場所としての施設ということで、こちらにつきましても、人数的な数字の設定が必要であらうかもしれませんが、今回の交付金の請求の中身につきましては、先ほど申されました女性の起業セミナー等の開催によります起業支援ということで、平成33年までに女性によります起業の件数、トータルで2件でございますけれども、これが、主なK

P Iということになっております。

そのほかの児童館機能として、それから、多世代交流施設としての機能としてのK P Iは、とりあえずは設定をしてございません。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 具体的なK P Iとしては、平成33年に女性による起業2件ということでもあります。大変、ハードルの高いK P Iかなという気は、個人的にはいたしますが、支援をするのに従来の延長線上ではなく、新たな支援の仕組みが必要ではないかなというふうに私は考えるわけであります。

例えば、空き店舗を活用した場合の家賃補助や、店舗をリノベーションするときの費用補助など、複合的な支援を検討していく必要があるのではないかと思います、その辺の考えについてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員がお尋ねのK P Iに対しますハードルが高いということでございます。我々といたしましても、平成33年度末までの起業は2件というのは、確かに高いハードルというふうに考えております。

先ほど申されましたように、これからの目標設定では遅いという認識も当然あるわけでございますけれども、施設の交付金請求の都合もございますけれども、平成33年度末までに、できましたら平成32年度で1件、平成33年度で1件、トータル2件とあわよくばというわけではございませんけれども、こういった目標が達成できればというふうに考えております。

これにつきましては、我々は住民こども部でございます。起業に関する知恵、ノウハウというものも当然ないわけございまして、現段階から企画政策課、それから、産業振興課、こういったところと、他部門と調整をしながら、実行できる計画を立ててまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 庁舎内の組織の各持っている機能、連携をよくしていただいて、ぜひ、成果を出していただきたいと思えます。

また、この多世代交流児童館の中には、子育てワークプレイスと名づけられた中2階にそういう部屋がございます。このスペースは、遊戯室を見おろしながら仕事をするというコンセプトであるというふうに説明を受けましたが、これは、名古屋大学の社会イノベーションデザイン学センターの太幡准教授が提案をしている実験でございます。多世代交流型児童館の子育てワークプレイスが、名古屋大学のコンセプトを実現するというふうに理解をしてよいのかどうかお尋ねをします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員がおっしゃられるとおり、名古屋大学准教授の太幡先生から御提案のあったものでございます。

子育てワークプレイスということで、子どもたち、ここは児童館機能としての機能を持っておりますので、子どもたちが遊戯室、これは1階の大きな部屋といいますか、ここで遊んでいるという状態でございます。

それから、中庭という部分もございまして、こちらでの遊び等を母親として見守るスペースということで、なおかつワークプレイスということで、先ほど来申し上げております起業という意味も含めまして、女性が少し高いところから、子どもたちの見られるようなスペースから、仕事をしながら簡単な作業ができるスペースということでございます。

こちらにつきましては、電源ですとか、パソコン等のLANですとか、そういったものを用意しながら、子どもを見守りながら、簡単な作業ができるスペースということで想定をしております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 新しいコンセプトだということがよくわかりました。

ぜひ、有効に機能するように、運用のほうで心がけていただきたいというふうに思います。

次に、国は、地域未来投資促進法を制定しまして、地域経済牽引を各地域の特性を生かした事業者には、その地域経済牽引を担わせようとしております。

このこと自体、大変、新しい動きでよいと思います。幸田町においては、この制度を利用して、株式会社エアウィーヴと、平成30年5月に操業を開始する予定の飯島精密工業を地域未来牽引企業にするということの説明を、地域創生特別委員協議会、8月にありましたが、ここで説明がございました。

私は、ここで疑問に思ったのが、幸田町全体を見てみますと、須美東山で2年後に操業を開始したいという計画のある中村精機株式会社を、なぜ、推薦しないのかなというふうに疑問に思った次第でございます。説明をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今回、幸田町から、経済産業省に推薦したのは、町内のエアウィーヴの1社のみでございます。中村精機は、BTOBといわれる部品製造の会社で、まだ、全国的に一般には知られていない企業であるため、推薦を見送らせていただきました。

なお、現在、野場松の本に建設中の飯島精密工業は、自社製品の開発を、現在、検討しており、今後、この自社製品を開発するような企業が、町内に立地するよう期待をしている企業の1つとして、飯島精密を紹介をさせていただいたということでございますのでよろしく願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 次の質問をいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業について、いろいろ質問してまいりましたが、この総合戦略の中に書かれているなめらかなまちづくり、歩いて暮らせるまちづくりについて質問をします。

都市計画マスタープランの中に、歩行者ネットワークの主軸となる緑道は、広田川や舟山川などの河川沿いを位置づけ、整備を推進しますと書かれています。

事実、桐山、上六栗、六栗市街化地域までは広田川の堤防道路が整備されております。後は、六栗市街化地域から幸田駅西駐車場までの約200メートルの広田川堤防道路

を舗装すれば、そして、西谷川に歩道橋を設置するだけで、あとは、大変使いやすい便利な道路になります。歩道橋の基本設計は既に終わっております。今後の計画についてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 平成22年3月策定の幸田町都市計画マスタープランでは、第5章推進方策にて、緑道を河川沿い等に計画的に配置し、整備推進するとしており、その整備時期の基準は、平成28年度以降、事業完了予定としております。

1つのポイントとなる西谷川を渡る人道橋については、平成28年度に基本計画の検討をいたしました。

本マスタープランの中間期である平成32年度までには、六栗の新市街地から駅西までの間、この人道橋も含め、水辺空間に接する自然散策型の道づくりについて、何らかの事業化を検討したいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ぜひ、進めていただけるようお願いをします。

次に、幸田町は経済産業省から先月8月7日に地方版IoT推進ラボとして選定されました。

推進イメージといたしましては、事業イメージとして幸田ものづくり研究センター、愛知工科大学、幸田ものづくり企業情報懇話会の3つの組織を推進母体とし、それぞれが連携して進めるスキームとなっていました。

IoTという広い分野の割に提携範囲が狭いじゃないかなという危惧をしております。今後の進め方についてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員がおっしゃるとおり、8月7日付で経産省第3回の地方版IoT推進ラボを、21地域の選定の1つに選定をいただきました。

8月18日金曜日に、経済産業省にて、この21カ所の代表者が全て集まり、選定証の授与式があり出席をいたしました。

今度、この幸田IoTものづくりの推進ラボにつきましては、幸田町のIoT推進企業の創出を誘導するのと同時に、IoTの人材育成を予定をしております、さらに、先ほど申しました、今回第3回の21地域の全国の推進ラボと連携をしながら、事業の促進推進を図る予定でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今、説明がありましたように、IoTは、ビッグデータAI、人工知能、GPS、センサー開発など、さまざまな技術を駆使して、初めて成功する技術分野、領域であるというふうに思います。

積極的な支援を引き続きお願いをしたいというふうに思います。

最後に、幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、5カ年計画であります。平成26年12月に制定いたしました。平成31年が最終年度であります。平成32年度以降は、全てストップしてしまうのか、あるいは身近なものは継続して取り組むのか、考えをお聞きして質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） まち・ひと・しごと創生総合戦略は、毎年、経過報告を内閣府にすることと法律上定められており、5年後におきまして、目標を達成したものと、達成しなかったものを内閣府に報告し、その中で精査をし、事業を継続する場合には、何らかの支援、そして、事業を断念したものについては、その理由を内閣府に報告をするというお約束となっております。

その5年後を目指して、毎年度、毎年度、各関係機関のお力を頂戴しまして推進を図り、全てのものを達成するように努力するように、今、計画を推進しているところでございますので、御理解いただければ幸いです。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩とします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時29分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、水野千代子君の質問を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

「手話言語条例」などの制定についてであります。

手話はかつて言語として認められなかった過去がありましたが、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であると明記され、平成23年7月29日、改正障害者基本法が成立、第3条三に「言語（手話を含む）」と規定され、日本で初めて手話が言語として認められました。

成立を機に、手話を言語と位置づけ、普及を促す「手話言語条例の制定が、全国の自治体で広がっています。

鳥取県は、平成25年10月、全国初の「手話言語条例」を制定・施行しました。

愛知県は、平成28年10月、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を制定しています。

全国の自治体では、「手話言語条例」の制定と愛知県のように「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の制定とが見受けられます。

全国・県内でそれぞれ条例制定している自治体はどれくらいあるかお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 手話通訳もあるということでございますので、ちょっとゆっくり目に述べさせていただきます。

ただいま、議員のほうから、全国における手話言語条例、そして、手話言語・障害者コミュニケーション条例、こちらの制定状況についての御質問をいただいたところでございます。

全国、県内で条例を制定しております自治体でございますが、手話言語条例におきましては、95自治体でございます。内訳は、県で定めているところが12件、市で定め

ているところが74件、町で定めているところが9件ということでございます。

そして、手話言語障害者コミュニケーション条例として制定しております自治体が、6つでございます。

県では1件、市では5件、町で制定しているところはないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 県内ではどうでしょうか。お聞かせを願いたいと思います。県内の情報がございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 県内では、今、常滑市におきまして、平成30年度に市は言語条例を制定を目指すというような話は伺っているところではございますが、実際に、現状においては、まだ、制定をしているところはないという状況であるというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 全国では、県、市、また、町を合わせて101件ということで伺いをいたしました。

県内では、常滑市が一応目指しているということは、私も新聞報道で知っておりますが、まだ、実際には、策定はしていないということでわかりました。

この中で、やはり、改正障害者基本法で、手話は言語であるという位置づけられている現状から、手話の普及が進んでいないということから、まずは、手話への理解の促進、手話の普及などから手話言語条例の策定、1つだけの手話言語条例の策定になったのではないかなというふうには、全国では95がそうだとということで、手話言語条例のみの制定を先にやったということで理解をいたしました。

手話は、ろう者にとって大切な言葉であります。

本町でも、社会福祉大会やプレステージレクチャーズなどで、手話通訳者が派遣されていることから、聴覚言語にハンディのある方たちも安心して社会参加が出来る現状でございます。

本町のハンディのある方は何人いらっしゃるのかお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 聴覚言語にハンディのある方が何人みえるかということの御質問であったかというふうに思っております。

私どもの部署におきましては、さまざまな障害をお持ちの方々に、障害者手帳という形で発行をさせていただくというところでございます。

その中で、障害の主たる部位に聴覚が含まれている方ということで抽出いたしますと141名の方が該当するということであるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 聴覚障害の手帳の保持者ということで、今、141人が手帳をお持ちだということをお聞きをいたしました。

聴覚障害の方であっても、聴覚障害の原因や種類、また、聞こえの程度がさまざま、中途失聴者や軽度の難聴者、また、音声言語を習得する前に失聴した人は、手話を第一

言語としています。

現在、本町で手話を必要としている人は何人いらっしゃるかお聞きします。

また、その中に、児童・生徒はいらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、聴覚障害の方、手話を必要とされる方の人数ということで、御質問をいただいたところでございます。

先ほど申しました141名の中で、特に、聴覚のみという方の障害をお持ちの方が、123名ということになっております。

そして、あと聴覚と言語に障害のある方が11名ということになっておりますので、恐らくこういった障害をお持ちの方が、やはり、手話を必要とされる方の状況になるのではないかというふうに判断をいたしますので、合計いたしますと134名の方には必要ではないかというふうに判断するところでございます。

そして、児童生徒ということでお伺いをいただきました。

手帳を配布させていただいている中の方を生年月日で判断いたしまして、抽出いたしますと、児童が1人、生徒が1人という状況であるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、手話を必要としている方は、134人、また、その中には、児童・生徒もお一人、お一人いらっしゃるということでお伺いをいたしました。本当にたくさんの方々が、多くの方々が必要としているのだなということを、改めて感じさせていただきました。

手話の通訳ができる職員は、何人いらっしゃるのかをお聞きをいたしたいと思います。

それから、ことしの4月から、手話通訳者が勤務しているということでございますが、その方の仕事範囲や内容をお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、手話通訳のできる職員に関する御質問をいただいたところでございます。

本町は、本年度より、手話通訳者といたしまして、職員を1名配置しているところでございます。

そして、また、福祉課の中で、手話ができるという職員につきましては、通訳者とは別に3名ほどいるということでございます。

そして、手話通訳者の仕事の範囲ですとか、内容についてでございます。私ども福祉課の窓口におきまして、来庁いただきました接客をすると、受付をするというようなことですとか、あと、庁舎内にお越しの聴覚障害者の方へのさまざまな窓口における手話通訳を行うということを任務としております。

そして、また、庁舎内だけではなくて、町関連の庁舎外にあります保健センターですとか、あるいは、社会福祉協議会、中央公民館にも必要に応じて出向いて、手話通訳を行っているというところでございます。

そして、また、窓口対応のほかにも、聴覚障害の方が出席されております会議におきまして、そういった方々に対する手話通訳も行っているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 職員の中でも3名の方々が手話ができるということで、お聞きをいたしました。

この方々も窓口にいらっしゃった方々には、対応できるということで理解をさせていただきたいと思います。

それから、ことしの4月から、手話通訳の方が1名配置をしていただいているところでございます。

今、さまざまな行先、内容等をお聞きをいたしましたが、この4月からですので、約4カ月間だというふうに思うのですが、この間の大体の件数だとか、そういうものがわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、手話通訳者の方の実績ということであるというふうに伺いました。

通訳をいただいている方々の月報という形で、毎月、こういったような仕事を何件ぐらい行ったかということで報告のほうはいただいているところでございます。

それで、ちょっと、今、申しわけございません。正確なものを、今、持ち合わせておりませんので、後ほど、報告はさせていただきますが、窓口をはじめとして、月に十数件の業務を行わさせていただいておったものだというふうに思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 私が、直接お伺いをいたしましたところ、やはり、毎日、1件以上は、何らかの要請があり、対応をさせていただいているということも聞かせていただいたところでございます。

また、わかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

この4カ月間で、仕事の範囲だとか、内容も予想以上に、私は多くなったのではないかなというふうに思います。

ということは、反面、当事者の方たちは、安心してこの役場庁舎にいらっしゃることができるのかな、そういうことを感じるものでございます。

平成28年12月20日に「手話言語条例」を制定、平成29年1月1日施行している大阪府の熊取町に、8月24日、視察にいつてまいりました。

熊取町の人口は、平成29年7月末現在で、4万3,929人で、「手話言語条例」の制定・施行は大阪府の中でも3番目に早く、町としては大阪府の中でも一番早く条例制定された自治体であります。

熊取町では障害福祉担当課で、手話通訳者として嘱託員を2名任用しており、窓口受付時に、担当課の全職員が少しでも対応できるようにと、朝、勤務前に職員向けの手話のワンポイントレッスンを、毎日5分間行っているとのことのお話でありました。

本町で手話について何か、担当課として行っていることがあればお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、先ほど、御説明がちょっとできなかった手話通訳の

方のやっただきました実績でございますが、窓口における対応をこちらのほうが、4月においては、26件で、電話通訳が3件、庁舎外で1件ということで、合計30件の業務がありました。

同じように、5月におきましても、20件の窓口対応、そして、電話通訳はございませんでした、庁舎外が1件の21件です。

そして、6月におきましては、窓口対応が8件、そして、電話通訳が3件、そして、庁舎外の対応が1件ということで12件、7月につきましても、窓口対応が30件で、電話通訳が3件、そして、庁舎外が1件ということで34件でございます。

合計が97件になりまして、月平均では24件の対応のほうをしていただいているということでございます。

そして、町におけます手話言語の関係の取り組みということでございますが、まず、昨年9月になりますけれども、新規採用職員の、そして、聴覚障害者が配属されたか、企画政策課になりますけれども、こちらの職員を対象にいたしました手話研修会を実施したということをお伺いしております。

そして、また、今年度は、聴覚障害の方は福祉課のほうに配属になっておりますので、課内会議の中で、簡単な手話研修などを行いながら、職員との意思の疎通が図れるような態勢をとっていきたいということで努めているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） やはり、手話通訳者の勤務実績、これも月平均が24件ほどということで、本当に毎日1人1件ぐらいの対応は丁寧にやっただいただいているのかなということで、本当に安心をいたしているところでございます。

それから、手話の通訳者の方が、いろんな会議に出て意思の疎通をやったりということで、今、伺ったわけでございますが、自分もそうですが、やはり、毎日、少しずつ手話を覚えていくという、それが自分のものになる、そして、当事者の方が、窓口にいらしゃったときには、どなたでも少しの手話でできる方が多くいるということは、やはり、窓口にみえる当事者の方が安心をされるのではないかなというふうに思いますので、また、その意思の疎通のための何かワンポイントをやっていただければいいかなというふうに思っております。

それから、熊取町の聴覚障害にハンディのある方は、152人というふうに聞いております。本町よりも少し人口が多だけ多いのかなというふうに思いますが、本町とよく似ているのかなというふうに思っております。

熊取町では、手話は言語であるとして、幼児期から手話に親しむことで「母語」としての習得を目指すため、全保育園の年長児のクラスで手話講座を開催していました。

大阪府でも乳児期から手話の習得の機会を提供しているとのこと。

愛知県は「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を制定後に、この大阪府だとか熊取町のように手話の習得のための、新たな講座などが提供されているかお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから、昨年10月、手話言語障害者コミュ

ニケーション条例を県が定めたということでありまして、それに対する取り組みの内容
ということの御質問であったと思います。

県のほうにこれは問い合わせをさせていただいたところ、制定後なのですけれども、
県におきまして新規に始めた事業といたしましては、手話講師の派遣事業であるという
ふうに伺っております。

事業内容といたしましては、お申し込みのあった会社ですとか、お店などで、手話で
すとか、聴覚障害者に対する研修会を実施する場合の派遣ですとか、あるいは、団体で
すとかサークルで手話、聴覚障害について学びたいというような場合の講師になったり、
あるいは、大学、専門学校などで、手話の講習会を開きたいと、こういったような場合
に、手話講師を派遣するという、こういった事業を進めているということでございます。

実績といたしましては、昨年途中からであります。現在まで県内54カ所にこう
いった手話通訳者を派遣しているというふうなことを伺っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 県のほうも条例の制定後、やはり、手話講師派遣事業という新し
い事業を始めたということをお伺いをいたしました。

既に、54カ所に派遣をされているということでございます。

会社、お店とか、サークル、また、大学等にも派遣をしているということございま
すが、やはり、県のこのような事業も町内の人たちにも周知をしていただきたいという
ふうに思いますので、ぜひともよろしくお伺いをいたします。

それから、本町の保育園では、数年前から英語遊びを行っています。

一度、拝見しましたが子どもたちのきらきらした目の輝きは、今も覚えております。

先ほど、申したように、手話が言語であることから本町も熊取町のように、幼児期か
ら手話に親しむ機会を設けていくことはできないでしょうか。お考えをお聞きかせくだ
さい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 今、議員のほうから、県が進めております制定いたしまし
た条例と、それに伴う事業のPRということでございますので、チラシ等もいただい
ているところでございますので、そういったものを利用して、住民の方に周知を図って
いきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員お尋ねの件でございます。

県条例におきます障害のある方に対しますサービスの提供、それから、手話を学習す
る機会の提供といいますか、こういったものに関しまして、保育園ということござい
ますけれども、現段階で、町内の保育園におきまして、手話の学習する講座というもの
は設けておりません。

大変申しわけございません。現時点での開催の計画というものも持っておりませんと
いうことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） やはり、手話というのは、子どものころから、幼児期から覚えれ

ば、英語と同じように日本語しか使えない子どもでも、子どものころから手話に親しむ機会があれば、私は、挨拶、また、コミュニケーションできるほどの手話は習得できるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも、この辺は前向きに検討していただきたいというふうに思います。

再度、回答をお願いをしたいと思います。

それから、全国から注目を集めている「手話パフォーマンス甲子園」というものがあります。全国の高校・特別支援学校生が手話によるダンスや演劇などで表現力を競うものであります。現在、人気を博しているというふうにも聞いております。

また、全国の市町村で初めて条例を制定した北海道石狩市では、教育現場での普及を目指し、市内小中学校で手話の授業を開始しています。

明石市でも、全小中学校で手話教室を行っております。

本町は学校において手話に親しむ機会・学ぶ機会はあるのでしょうかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 保育園におけます手話言語の学習の機会でございます。

これにつきましては、現時点では決定をしておりませんが、今後につきましては、開催をしていくような形で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 本町の小中学校におきましては、坂崎、幸田、中央、荻谷、深溝小学校、及び、幸田中学校において、福祉実践教室の一科目として、年に1回手話に取り組んでおります。

また、南部中学校におきましては、年4回開催する地域との交流会の一環として、手話講座を開設しております。

特に、荻谷小学校におきましては、凧やコメづくりやナスづくりを地域の方に御指導をいただくのと同様の取り組みとして、平成26年度から、手話の特別非常勤講師をお願いし、毎年、6月から2月にかけて、1回2時間、年8回、手話活動に取り組んでいます。

そして、平成27年度にその荻谷小学校から豊坂小学校に転勤した先生が、授業の始まりと終わりの挨拶を手話でしたり、平成28年度においては、生活科の1単元として、10時間、手話を通じた実践に取り組み、聴覚障害者の思いに寄り添う授業等、町内に広がりを見せているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 保育園におきましては、今後、開催していくということで、今、お考えをお聞かせを願いましたので、少しの時間でもいいかというふうに思いますので、手話に親しむ時間を設けていただければいいかなというふうに思っております。

それから、学校でございますが、今、お聞きをいたしました、本当はかなり、特に、荻谷小学校では、特別講師をお願いをして、年に8回行っているということをお聞きをいたしました。本当に子どもたちは、勉強と一緒に手話が学べる機会が多く設けられてよかったなというふうには思っております。

また、ほかの5つの小学校、また、今言われた幸田中学校で、福祉実践教室ということで、授業ではないが、教室ということで年に1回は手話と親しむ、手話を学ぶ機会があるということは、私は、これはすごいことではないかなというふうに思っております。

しかし、今、ちょっと私が聞き漏れたかもわかりませんが、北中という言葉が聞けなかったような気もいたしますが、ここはどうなっているのかをお聞きをいたします。

それから、平成27年11月26日の社会福祉大会、小学生の子どもの体験発表で、手話を交えて主張していた児童の姿が脳裏に鮮明に残っております。

幸田町議会としても、平成26年3月、手話言語法の制定を求める意見書を国に提出しています。

手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、地域で安心して暮らすことができるようにすることが大切であると思います。

まずは、手話に関する啓発を進めていく必要があることから、手話言語条例を制定すべきではないでしょうか。担当としてのお考えをお聞きかせをください。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほどの答弁の中で、北部中学校というのが出ていないがという再確認でございます。

お尋ねのとおり、北部中学校については、障害者教育の取り組みはしているということでございますけれども、聴覚障害者、手話等の取り組みではなく、障害者のスポーツという観点での取り組みをしているということで、北部中学校については、そういう点では、手話という観点では取り組みはしていないというのが現状でございます。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ただいま、議員のほうから、本町におきましても、手話言語条例の制定についてのお考えということでお聞きをいただいたところかというふうに思います。

私どもは、これまで聴覚障害の関係の団体の方々と条例制定に関しまして、何回か懇談のほうはさせていただいた機会ももってきておるところでございます。

そういった中で、団体の方々から条例制定に関する御要望もいただいております。

そういった中で、手話言語条例というものが、障害者の方だけのものではなくて、やはり、障害のあるなしに関係なく、町民の方が本当に暮らしやすいまちづくりを行うための条例につながっていくと、こういったようなものであるというふうに考えまして、実際、制定につきましては、前向きに捉えていきながら、関係団体の方々と協議、研究を行いながら、この条例をつくったにもかかわらず、やはり、中身がないというものはいけないと思いますので、実効性の伴うものという、中身は一体何なんだということを確認にして、条例制定に向けて、今後、検討を進めていきたいという考えであるというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 学校関係でございますが、やはり、北部中学校もそれぞれの学校

の中のお考えはあるかというふうに思うところでございます。

しかし、先ほど、一番初めに言いましたとおり、障害者権利条約にもやはり手話は言語であるということもきちんと言われ、また、改正障害者基本法の成立にも言語手話を含むということが明記されているところでございますので、当事者、障害があるなしにかかわらず、手話は言語であるという、そういうことであるならば、やはり、そういう機会、学校という学ぶ機会の中で、少しでも手話に親しめるようなそういう時間をつくっていただけたらありがたいかなというふうに思っております。

それから、当事者の方と私もお話をする機会がありました。その方は、誰とでもお話がしたい、メールの送配信ではなく、手話でおしゃべりをしたい、子どものことや地域の情報がほしい、そのためにも手話を覚えてほしい、手話を日常的に使ってほしいとの言葉を深く受けとめさせていただきました。

手話を日本語、英語などと同じように、日常的に使い、普及できる社会、幸田町を目指してまいります。当事者や関係団体からの意見を反映した手話言語条例の制定に提案するものでございます。

町長のお考えをお聞かせください。よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 手話言語条例につきましては、聴覚障害の団体の皆様方には、4、5年前から私のところに来ていただきまして、いろいろ話は進めさせていただいております。

本当にいろいろお聞きした中で、1つずついろんなプレステでもそうですけれども、いろんな大会に必ず手話通訳者を配置するというのは、そこからほとんど決まっております。

保育園においてもそうであります。保育園の運動会、学芸会においても配置をしております。それから、いろんなところで皆さんのボランティア、手話通訳者のボランティアの皆さん方がたくさん出ていただいてやっていただいております。

本当に感謝するところでありますけれども、手話通訳、部長がほとんど答えましたけれども、将来に向かって幸田町の基本ベースをしっかりとつくった上で、条例を制定していくような方向でいきたいなど、それは、先ほど申し上げたように、職員も非常勤も入れて3名、4名ということでそろってまいりました。

そういうことで、聴覚の皆様方お越しいただいても自由に話ができるということができたかなと思っております。

それから、1つ、先般もお聞きしたのは、地元のお役にあって、それから、防災訓練にいつでもいつに始まっていつ終わったのか、それがわからないと、草取りも川役もどこからどこまでやるのかはわからない。地元の皆様方がわからないということなので、手話通訳がわからないということで、そういうコミュニケーションが図れないということもあるわけでありまして。それも何とか解決して、そういう言語条例を制定する前の一段階、それをしっかりと構築して、それから積極的に考えようかなというふうに思っております。

これは、町民の皆さん、議員の皆さん方に御理解をいただいて、積極的に進めさせて

いただこうと思います。

まずは、ベースをしっかりとつくっていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。積極的に進めさせていただこうと思いますのでお願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 積極的に考えていきたいということでございます。

将来に向かって幸田町にもその条例を制定していきたいという、今、お言葉をいただきました。

しっかりとしたベースをつくって条例制定に向けて進んでいっていただきたいというふうに思います。

熊取町の例を1つ申し上げたいというふうに思います。

熊取町では、平成28年3月の議会での質問に対しまして、その答えとして町長が、今、言われましたように、制定に向けて情報収集を進める旨の御回答があったそうです。

そして、さまざまな経過をとりまして、聴覚者の関係者や、また、当事者の困っていること、ニーズの把握などをしっかりと把握いたしまして、平成28年12月議会で条例案を提案し可決したそうでございます。

そして、約10カ月のスピードで、平成29年1月1日、手話言語条例を制定したということをお伺いをいたしました。

このスピード感は、何ですかとお伺いをいたしましたら、やはり、自治体としてつくっていかうという気持ちをあらわしてからには、やはり、その職員が一生懸命情報を集め、将来に向かっての基盤をつくるための情報を収集するのだという、そういう職員の気迫のこもった言葉を聞いたところでございます。

ぜひとも、今、町長、表明していただきましたので、早い段階での条例制定を求めるものでございます。

日にち等がお決まりでないかもわかりませんが、その点についての再度の町長の御決意をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申し上げたのですけれども、なるべく私のほうで、今教育もそうですけれども、町全体の各所で調整会議をしまして、それで基本的なものをつくって、それで早い時期に制定するような方向で持ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ありがとうございます。

次に、乳がんの早期発見についてお伺いをいたします。

日本のがん統計は、罹患率データは4年から5年、死亡データは1年から2年おくれで公表されています。

諸外国では、これらのおくれを数学的な手法で補正して、現時点でのがん統計を予測する試み短期予測が実施されています。この短期予測を日本のデータで実施して、2016年のがん罹患数予測を国立がん研究センターが公表しています。

女性では全てのがんの罹患率は43万4,100例あり、そのうち、乳がんは9万例となっており、がんの中でも日本の女性がかかる罹患率がトップとなっています。若い年齢にも増加し続けています。

また、死亡数予測で見ると、女性のがん死亡数は15万3,700例ある中で、乳がんは1万4,000例で5位となっています。

このように、罹患率は高いが早期発見・治療すれば治癒率の高いがんであることがわかります。

本町での乳がん、検診の周知・取り組みをお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから御指摘をいただきましたとおり、日本人女性の乳がんにかかる割合というものが、昨今、本当に高まってきているという状況でございます。

特に、女性の場合、部位別に見た場合、乳がんの割合がトップであるということがございます。

本町におきましては、毎年、2月に人間ドック、がん検診を受けましょうということで、人間ドック、がん検診の受診のチラシを検診の申込書と合わせまして全戸配布いたしまして、合わせまして町のホームページですとか、あるいは、3月の広報幸田にもお知らせを掲載いたしまして、受診を募集しているところでございます。

そして申し込みは、保健センターのほうへ持参、あるいは、郵送という形で受付をさせていただいているところでございます。

そして、また、3月末が期限になるわけですが、申し込みの周知の中で、5月中旬までにがん検診の申し込みのない方の中で、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、こういった節目を迎えられる女性に関しましては、郵送において個別に意向調査も行っているところでございます。

また、乳がん検診につきましては、無料クーポン券事業といたしまして、町内在住の40歳の女性の方に、個別に通知も行ってあって、申し込みを受けつけているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） さまざまな形式で周知をさせていただいているところでございます。

特に、人間ドックを受けましょうというあのチラシ、また、申込書というのは全戸配布ということですのでごく効果的なのかなというふうにも思っているところでございます。

乳がんにかかる人のピークは40代後半から50代と言われています。

しかし、現在では30代から40代前半にかけて急増していると言われています。

症状が出にくいし、若い世代には恥ずかしい、自分は大丈夫とか、無関心の人が多いのも現状です。

本町の年齢別の受診率と罹患率をお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 現在、国におきましては、40歳からの乳がん検診の受診は推奨しているところでございまして、本町においては、これを35歳から受診ができ

るように勧奨しているところでございます。

そして、年齢別の受診率ということでございますが、これは、私どもが行っているがん検診の中で受診をいただいた方の数から導き出される数字でございますが、まず、40歳から49歳、こちらの方におきましては、389名の受診率が12.8ということになります。

そして、50歳代ですが、293人の14.0%、そして、60歳代ですが618人の25%、70歳以上になりますと273名の8.4%ということになりまして、今、40歳以上の方々におきます受診率につきましては、14.5%ということになります。

ただ、これは、私どもの行っている中での数字でございます。実際に社会保険とか、そういった別の医療保険のほうで受けて見える方の数というのが入っていない場合ですので、実際のところ14.5という数字ではないというふうに町全体では推測できるわけでございますので、国が行っております推計対象者数を分母とする形の推測の方法によりますと、平成28年度は33.7%ぐらいになるのではないかとということが推測上の数字では上がっているところでございます。

そして、あと罹患率のことでございますが、罹患率につきましては、市町村ごとの算出がちょっとされていないということで、愛知県におきます部位別年齢調整罹患率というものにおきまして、対10万人に対して何名かということになります。そうしますと、愛知県が73.7ということで、全国が83.1ということになりますので、愛知県としては、全国よりも罹患率は低いということが、その数字からわかるということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、年齢別でお伺いをいたしました。やはり、一番多いのは60歳の方が受診をされているのかなと思うところでございます。

また、社会保険等を除いた本町の行っている受診者の中では、14.5%が受診をしているよということでございますが、特に、本当にほかの保険証の方々というのは、どのくらいいかれているのかというのはわかりませんが、しかし、推測するには33.7%ぐらいは知っているということでございますので、年齢から言いますと、先ほど言ったように若い世代もやはり乳がんになるということもありますので、もう少し若い世代にも呼びかけていただきたいと思うところでございます。

ことしの6月に、34歳の元キャスターの方が乳がんでお亡くなりになりました。日本・世界からも追悼の声が寄せられたと言われております。

毎年10月は、乳がんの撲滅や早期発見を啓発するピンクリボン月間であります。ピンクリボンは「乳がん検診の大切さを伝え、患者さんを支えていく」もので、15年目を迎えることしも、全国各地で啓発イベントなどが開催されるようでございます。本町としての啓発活動の取り組みをお聞きかせをください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 本町におきます乳がん撲滅に対する啓発活動の取り組みということでございます。まず、乳がん予防を目的といたしまして、乳がん講演会というものをやっているところでございます。

本年度は8月22日に保健センターのほうで行いまして、岡崎市医師会副センター長兼乳腺統括部長の先生にお越しいただきまして講演をいただいた経緯がございます。48名が参加したというものでございます。

また、毎年行っております健康福祉まつりにおきましても、がんのPRのコーナーを設けておりまして、受診勧奨のPRを進めているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本町といたしましては、今年度は8月22日に予防の講演会を行ったということでございます。

この健康福祉まつりにも確かに乳がんをピンクリボンのチラシなんかパネル等もあって、確かにしっかりやっていただけるといふふうに思います。

現在、乳がんの予防法はないと言われております。しかし、早期発見であれば、約90%が治癒し決して怖い病気ではないと言われております。

早期発見には、まず触診法が一番でございます。若い世代などにも、乳がん検診に関心を持ってもらえるように、また、入浴時に乳がんの自己チェックができるシートを北名古屋市が導入をしております。

これは、お湯又は水でぬらして浴槽のタイルにはりつけるもので何度も使えます。紙のチェックシートでは部屋の片隅に置かれてしまう傾向があります。

しかし、お風呂で乳がんチェックができるシートであれば、自然と抵抗なく定期的に触診できます。

ぜひともこのシートを配布していきませんか。お考えをお聞きかせをください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから乳がん検診に受診勧奨のためのチラシの導入ということでお伺いをいただいたところでございます。

本町におきましても、乳がん検診受診者の方に自己検診のチェックリーフレットといたしまして、市販のものではございますが、配布をしてくれているものでございます。

この内容も確かに自己チェックができて、乳がんについての説明も記載されており、内容を見ていただければ十分にわかるものであるというふうに思っております。

また、入浴時に、実際に目にすることが必要であるということから、水にぬれても大丈夫なチェックシートをということでございますので、こちらにつきましても従来通りの配布の資料の中の1つといたしまして、導入のほうをするという形で検討して、これはもちろん検診会場とか保健センターの場に置いて配布を、自由にお持ち帰りがいただけるような形で配布するという形で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 確かに、今まで町が配布をしておりました紙のチェックリストも私もよく知っててかなり丁寧に図式も書いているのはわかっております。

しかし、入浴時に紙だと先ほど言ったようにどこかへなくす場合がございますので、やはり、お風呂場であれば、何度でも毎回、定期的に若い人でもできるのかなと思うところでございます。

今、検診会場だとか、保健センターで自由に持ち帰るように導入したいということで伺いをいたしたところでございます。

しかし、その保健センターにみえる人は、いつも目にするわけでございますが、やはり、若い世代にはここへ来るといってもなかなかないのかなというふうに思いますので、できましたら検診会場と保健センターに、今回、こういうものの風呂場に持ち帰るチェックシートを置きますので、よかったらいらしてくださいというぐらいな丁寧な周知をしていただけるといいかなというふうに思うわけでございますが、この辺についてはいかがでしょうか。

実際、お風呂場で使うものはこういうものでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。周知をしていただけますでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 新たなチラシの導入に関するPRということでございますので、やはり、会場にぼんと置いてあるだけでは確かに気がつかない方も多いというふうに思いますので、いろんな方法があるとは思いますが、ぜひ、新たなお風呂場でも使えるチラシを設置しましたということのPRもあわせて行っていきたいというふうに思っておりますのでお願いをいたします。

ぜひとも、皆さんの目に触れるようにしていただきたいと思います。既婚者じゃなくても未婚の方でも、私はこういう機会があれば、じゃあもらいにいこうかなという方もあるかと思っておりますので、最大なPRをして周知をしていただきたいということをお願いをいたしまして終わらせていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩とします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時36分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

今回は、幸田町の文化財に対する取り組みの姿勢についてお聞きしてまいります。

愛知県内には、現在、県指定文化財は610件あります。幸田町には深溝断層の1件のみです。

これは、昭和50年に制定されました。前にも後にもこれ1件のみです。

歴史や文化に関するものは、1つありません。

それほど、幸田町には、県の指定文化財に値するものがないのか、それとも、県の指定文化財にしていないのか、幸田町の指定文化財に対する姿勢について、まず、お聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 幸田町の指定文化財に対する考え方、姿勢はというお尋ねでございますが、まずは、指定の有無にかかわらず、文化財は地域の歴史を考えていく上でとても重要なものがございます。

その中でも指定文化財につきましては、特に、重要な資料であり、その指定という行為は、簡単にできる、あるいは、すべきものではなく、その意味は極めて重いものであるというふうに理解をしております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 県の指定文化財、610ある中で、幸田町は、たった1つ、そのことは、ちょっと重いなというふうに、私は思っております。

文化は町の品格であると、以前から私は言っておりますが、今回の質問を通して、幸田町の文化財に対する認識が高まることを期待しております。

今回は、古墳と遺跡についてお聞きします。

質問は、前半が古墳や遺跡の発掘調査についてお聞きし、後半では保管管理についてお聞きをしたいと思っております。

古墳や遺跡の発掘調査は、幸田町教育委員会がされる場合と、愛知県埋蔵文化センターがする場合がございます。

愛知県埋蔵文化センターというのは長いので、普通は埋文と言っておりますので、埋文と言わせていただきます。

愛知県文化財年報によりますと、昨年3月、野場で松ノ本遺跡が新規に発見されたと紹介されています。多分、これが、幸田町で一番新しい遺跡かと思っております。

これは、町の教育委員会が発掘したのか、埋文なのか、どちらが発掘したのか教えていただきたいと思えます。

どちらが発掘するかということについて、どのようなルールがあるのかについても、重ねてお願いをします。

埋文と幸田町の関係は、どのようなかわりを持っておられるのかについてもお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 新しく発見されたという松ノ本遺跡の関係でございます。

この松ノ本遺跡につきましては、幸田町の教育委員会が発掘調査をいたしました。

こういう発掘調査をやるに当たってどこがするのかというお尋ねでございますけれども、原則的には、国、県にかかわります公共事業にかかわる発掘調査につきましては、愛知県埋蔵文化財調査センター、あるいは、その委託を受けた愛知県埋蔵文化財センターが行うというのが原則でございます。

また、幸田町及び町内で民間事業者が行います事業に伴います事前の調査につきましては、町の教育委員会が実施するというのが原則でございます。

それから、もう一点、埋蔵文化財センターとのかかわりでございますが、先ほど、議員が御紹介いただきました、埋蔵文化財調査センターにつきましては、組織的に申し上げますと愛知県教育委員会の1つのセクションであり、県の公的な機関でございます。

それから、埋蔵文化財センターというほうは、公益財団法人であり、半官半民の機関でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 文化財保護法という法律がございますが、文化財保護法では、自治体は遺跡台帳や遺跡地図などをつくり、出土遺物を含めて保存系管理をするようになっております。

幸田町としては、この遺跡台帳にはどのように松ノ本遺跡を登録されているのか、ほかのものも登録されているのかについてお聞きしたいというふうに思っております。

この松ノ本遺跡という、この新規発見のニュースでございますが、町内には余り知られておりません。私もここの現場にいつてきましたけれども近くの人も余り知らないのと、また、次にお話する桐山の広坪遺跡についても同様でありまして、どうもこの遺跡の発掘発見ということは、町内の方々に余り周知されていないのだなということがわかりましたので、幸田町は、町民にどのような方法で伝えておられるのかについてお願いをしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、今回の松ノ本遺跡のように、新規発見の遺跡につきましては、県の教育委員会に届け出をし、県の遺跡台帳に登録をしていただくという行為になります。

その後、県教委が作成している県文化財マップに掲載をされ、その周知については、マップ愛知に県文化財マップがインターネット上で公開をされるというような流れになっていきます。

この松ノ本遺跡の例で申し上げますと、平成28年3月2日に愛知県教育委員会に対しまして、埋蔵文化財法蔵置の新規記載について協議という文書を町の教育委員会から提出をいたしまして、同年3月17日付で県から埋蔵文化財法蔵置の新規掲載についてという通知をいただき、町の遺跡地図にも一応、追録をしたという流れがございます。

また、町民への周知という点でございますが、確かに正直申し上げまして、私自身も今回御指摘をいただくまで、この遺跡については知りませんでした。

そういう意味で、どういうふうかなということですが、今回の松ノ本遺跡については、周辺に古墳が点々とある、西尾を含めて、そういう意味で、教育委員会のほうで事前に相談をいただいたときに、何かあるかもしれないという予測のもと、面ではなくてトレンチの試掘調査を行ったところ、古墳時代の土器片がひとかけら出たという程度の状況なものですから、大きく周知はしなかったというようなことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今のお話ですと、いわゆる遺跡台帳というのは、県のほうに取りまとめをしているようであって、町ではつくっていないと、そんなふうに解釈をしたのですが、幸田町は、そういう遺跡台帳というのは、持っていないのかどうかについて、再度、お願いをしたいと思っております。

それから、次に、先ほど出ました桐山の広坪遺跡でございますが、これも探すのに大変苦労したのですけれども、隣近所の人はどなたも知らないのと、これは、筆柿の里の幸

田のインターチェンジの入り口にありますが、この遺跡でございまして、これも平成8年に埋文が調査報告書を出しております。

その報告書によりますと、そこに報告書というのは、その頭のほうに例言という巻頭言がございまして、そこに発掘調査の出土遺物関係記録は、埋文で保管すると、このように書いてあります。

ということは、埋分は、発掘調査をした出土遺物は埋文の保管するものなのだと、幸田町のものではないと、要するに、幸田町内で出たものでも幸田町とはかわりがないという意味なのかどうか、この辺について、まず、お伺いしたいのと、合わせて、この広坪遺跡での出土遺物は、現在、どこに置いてあるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、遺跡台帳については、県と、町は町で、それぞれで管理するというのが原則でございますけれども、結果的に、県で台帳登録をされて公開されるものの幸田町部分というのが、そっくりそのまま幸田町に関するものということで、それを幸田町の台帳として準用をされているというのが実情でございます。

それから、広坪遺跡の関係でございます。広坪遺跡で出たものは埋文で保管することが書いてあって、幸田町で出土したものなのという御意図だと思います。

その点につきましては、今回、私も新たに勉強させていただいたわけですが、遺跡から発掘をされました出土遺物につきましては、遺失物法における拾得物、平たく言えば落とし物を拾ったのと同じ扱いであり、警察に拾得物として届け出をし、当然、持ち主はあらわれないものですから、その後、都道府県が管理することになります。

県のほうで適当と判断した場合には、発掘者の保管とすることもできるということのようでございます。

ですから、今回の広坪遺跡につきましては、議員が御指摘のとおり、愛知県におきまして発掘調査を行っておりますので、そこから出土しておる遺物については、結果的に発掘調査実施者であり、発掘者でもある愛知県が保存することになっておるといのが状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、結局、この広坪遺跡で出た出土遺物というのは、愛知県埋文センターが持っている、多分、鳴海に置いてあるというふうには感じておりますが、そこにあるのだと、幸田町内にはないということだと思っております。

また、このことについて、後でお聞きをしますが、次に、日向山古墳ということについてお伺いをします。

この日向山古墳については、実は、平成26年の9月の議会で、私が、質問を1回しております。

これは、深溝にあるわけですが、昭和61年に発掘をしまして30年間、仮保管措置とされております。その日向山古墳を発掘をして、その後、どうしたかという、ブルーシートをかけた、それから、ずっと仮保管措置が続いている。シートが破れるもの

ですから、シートを少し取りかえたことはあるようですが、この学問上、とても大きな問題を提起した日向山古墳をいつまでもブルーシートでいいのかということが問題だと思うのです。そのことは、2年か3年前に私が質問しましたが、相変わらずそうなっている、いつまでも仮保管措置にしているよりも、むしろこれは県指定レベルまで持ち上げて、県に保護してもらったほうがいいのではないかと、シートの取りかえだけで幸田町の文化財に対すること、ほかに何もできないのかということが気になっております。

古墳を発掘するときには、多分、多くの人に見てもらおうという意図があって、多分、古墳を発掘されたと思うのですが、それがずっとシートをかぶせたままであると、町として、今後の日向山古墳のあり方についてお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 日向山古墳についてでございます。いつまで仮保管措置なのかというおしかりをいただいたわけですが、申しわけございません、正直に申し上げ、現時点におきましても今後の対応方針は決めかねており、まだ、しばらく仮保管措置の状態が続くことになると思います。

ということで、平成26年9月以降、特に進展がないわけでございますけれども、県指定にしてという御提言もいただいたわけですが、幸田町には、日向山古墳以外にも町指定の古墳が後3つございます。本町にとってどれも重要な遺跡であるため、日向山古墳だけということではなく、他のものも含めて、将来的に県指定をいただけるような検討はしてまいりたいというふうに考えております。

また、日向山古墳につきましては、その所在地自体が民地こともございますので、積極的な整備というの指定が出せる状況ではないという状況もございます。

いつまで仮保管だというおしかり、ごもっともでございます。重く受けとめて、今後の管理について検討してまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 冒頭、幸田町の指定文化財に対する姿勢という意味で、文化財をどう扱うかという姿勢をお聞きしたのですが、日向山古墳のほうに昭和61年に掘って、それから放りっぱなしと置かれっぱなしなのです。誰も見にいけない、そういう状態でこれは幸田町が文化財をちゃんと保管していますよと、みんなに見せるために調査したと思うのですが、そうじゃないのだということが大きく出ているものですから、この日向山古墳を含めて、幸田町のそういった文化財に対する姿勢については、もう一度、改めていただきたいと、私は、思っておりますのでお聞きしました。ぜひ、よろしく願いをしたいと思います。

次は、馬乗第2古墳についてお聞きをします。

これもやはり深溝の海谷にある古墳でございます。今は、これは蒲郡の公園にあります。蒲郡の市民会館のこっちに博物館がありますね。蒲郡博物館の公園にこれが置いてございます。

多くのこの中からとても貴重な出土遺物というのが出てまいりまして、それは、現在、蒲郡博物館の中にあります。展示されております。

この古墳は、発掘場所は、幸田町深溝なのです。場所は、もっと下のほうの字でいう

と、井戸ケ入というのですか、そこがいわゆる馬乗第2古墳の発掘場所です、幸田町です。これが、現在、なぜか蒲郡栄町の公園の中にあるのです。そして、出土遺物は、なぜか博物館にあるのです。

蒲郡市が発行しております蒲郡市埋蔵文化財分布図によれば、この馬乗第2古墳は、幸田町のものだというふうにちゃんと明記されております。遺跡台帳では、どんなふうになっているのかお聞きしたいと思っております。

私は、馬乗第2古墳が、蒲郡市にあることは、とてもけしからんことだというふうには言っておりません。むしろよかったなと思っております。なぜよかったかという、現在の保管状態を見れば、本当に大事に保管管理して活用されています。

古墳の上に草がいっぱい生えますから、それは、年に8回ほど蒲郡市の職員があの草を刈ってきれいにあの古墳を管理されておりますので、これは、決して悪いことではない。日向山古墳と比べれば大違いです。それほど違うのだと思うのです。

ただ、幸田町内にあった文化財が、なぜ蒲郡市にあるのか、自治体間でどのように埋蔵文化財の移動が可能だったのか、そのいきさつについてお聞きをしたいと思っております。

こういうことが可能ならば、幸田町の文化財はどこにでもいくことができますよね。それは、可能ではないと私は思うのですが、なぜこういうことができたのかについて、そのいきさつについてはお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず1点、日向山古墳の関係でございますが、山の上でシートで覆ってみんなに見ていただけないというおしかりをいただいたわけですが、そういう問題点、私どもは承知しております。そういう意味で、本年度については、7月1日に教育委員会主催の歴史講座という講座の中で、日向山古墳と青塚古墳、2つの町内の古墳を町のバスでめぐるツアーを30名程度の方をお連れして、やったということで、いつでもどうぞというわけにはまいらんという状況が確かにございますので、そういう機会を捉えて見ていただくという努力は一応しているということでございます。

それから、馬乗第2古墳についてでございます。

議員から御指摘いただいて蒲郡に現状あって、保管的にはよかったなと言っていたいてちょっと肩をなでおろす部分があるわけでございますけれども、まず、遺跡台帳上は、所在地幸田町の遺跡ということで登録をされております。

それから、一番核心の部分でございます。幸田町内で築造された古墳であるにもかかわらず、蒲郡の資料館のところに移築をされていると、何でだろうということでございます。

馬乗第2古墳につきましては、当初、馬乗古墳群として全部で3基あるというふうに見込まれまして、蒲郡市側に2基、それから、幸田町側に1基というふう存在をしておりました。

そして、今の愛知工科大学の建設の関係で、蒲郡市側が調査を急ぐというようなことがあったようで、その当時、幸田町には自力で発掘調査を行うだけの人的体制がなかったということで、蒲郡市に本町内の1基についても合わせて調査をしていただくという

ような取り決めをしたというようでございます。

そして、今、蒲郡にあるということでございますけれども、先ほども遺跡遺物等の発見と管理のことに触れたわけですが、発掘者が遺物等については、発掘者が保存管理できるというような通例がございます。その通例に乗かって馬乗第2古墳を発掘した蒲郡のほうで管理をしたというようないきさつということであるかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町地内のものを蒲郡の職員が発掘をしてしたら、それは、蒲郡のものになると、これは、悪い前例だと僕は思うのです。そういうことがあっていいのかと、現状、確かにこの古墳は大事にされています。本当に申しわけないですが、きちんと管理されて遺物もきちんと博物館の中に展示されています。大事に扱っていただいています。幸田町ではやらないだろうと思うぐらい大事にやっております。そう思うのですが、でも、それとこの問題とは違うだろうと思うのです。もちろん、今の大学の中にあつたわけですから、本当は幸田町と蒲郡の境にあつたので、でもこれは、こっちなのです。

ほかの2つは蒲郡にあつたと、でもまとめて蒲郡とはそれはいかない。その部分をどのように調整されたのか、恐らく話し合いをされたと思うのですが、何もされないでそのまま幸田町のものが向こうに行くことはないはずですので、その点についてのいきさつを再度、詳しくお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員がおっしゃるとおり、きっとそのときに、話し合いはされておるだろうというふうには思うわけですが、確定的な記録が出てこなかったというのも正直なところでございますけれども、先ほど、広坪遺跡の出土物が県の埋文にあるという御説明の中で、発掘者の保存管理ということになるという通常の発掘遺物の管理上の原則を申し上げましたけれども、その原則にもたれかかって幸田町内で出たものがそれを発掘した蒲郡市にあるということがあり得るのかなというような認識はしておりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 一番大事なことは、幸田町の中で出たものが、幸田町外に置いてある。これは、先ほど言いましたように広坪遺跡もしかり、何でもそうなのです。これはみんな鳴海にある。馬乗第2古墳はどうした、これは蒲郡なのです。幸田町内に幸田町から出たものが置いていない、この事実がポイントだと思うのです。それが、幸田町の文化財に対する構えかなと、その部分をきちんとしていただかないと、これはおかしいです。

鳴海のほう、愛知県埋文センターの中でも幸田町から出たもの、きちんと管理されておることは間違いありません。

次は、今度は東光寺にまいります。東光寺もやはり深溝のローソンの近くにある遺跡であります。ここは、昭和60年に発掘を始めまして3年間、これは、幸田町の教育委員会が一生懸命発掘調査をしました。本も2冊出ております。

その1年後、今度は、県の埋文センターが1年半かけて同じ場所を発掘調査をしまし

た。要するに、町が3年間やってその後、県が1年半やった、2つでやったのです。なぜ、こんな同じ場所を県と町が別々にやったのか、そのいきさつについてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 次は、東光寺遺跡の関係でございます。

今、議員が言われたみたいに、実際、立て続けに町と県が発掘をしたという事実がございます。委員もおっしゃったみたいに、同じ東光寺遺跡、埋蔵法蔵地帯と思われる地区であることは間違いありません。ただ言われたみたいに、ちょっとずれている。そのちょっとずれているというのがポイントになるかと思えます。

要は、どういうことかと申し上げますと、当初、町の教育委員会が発掘調査をいたしました部分については、深溝の県営緑農住区開発関連土地基盤整備事業に伴う土地、また、それに付随した道路の部分について、町である事業についてのかかる部分については、町で調査をするという発掘の原則に従って幸田町教育委員会の責任において発掘調査をしたということでございます。

その後、県が調査をしたというのは、ローソンの横を走っております県道については、県が原因者でございます。従いまして、県の事業である県道部分については、県の責任において県の埋文が調査をしたというのが立て続けに町と県で調査をしたという経緯でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） その同じ場所を町と県が連続で調査をすると、そこから出たものはどこに持って行ったのだという部分が今から残るわけですが、そういう異例な形でありまして、ここで特に見過ごせないことが1つありますが、これは、町も県も発掘調査をすればその後必ず報告書をつくります。県も報告書をつくっております。この報告書の中に、何と書いてあるのか。

埋文が町教育委員会の発掘調査を無原則であると、要するにルールなしですね、という言葉も2回も使って無計画ななりゆき任せの調査であったというふうにこの幸田町の教育委員会が発掘したあの調査に対して、研究員はそういうことを文書でちゃんと書いています。

この県の埋文の批判に対して、これは、幸田町としては、どのような見解を持たれているのかについてお伺いをしたいと思います。

教育長をお願いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 町の発掘調査についてですが、県の中に議員の御指摘のとおり箇所を私も読ませていただきました。

どうしてかということですが、これは、多分、当初から県道の計画用地として発掘調査の計画が立てられていたにもかかわらず、町が県の調査すべきところまで食い込んで掘ってしまったという事実があったようです。今から思えば、これだけ期間が接近しているわけですから、県ともっと慎重な事前調査の事前の調整が必要であったかなというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私が、推測するには、これは、県と町が仲が悪かった。そういうことだと思っておりますが、簡単に言うと。

もう一つは、お互いに欲があったと、その例の東光寺遺跡の下を掘れば何が出てくるかという、もちろん茶わんとかそういうかけらが出てくるのは当たり前なのですが、そうではなくて、あそこに東光寺城というお城があった。天白城とも言います。なぜかという、その周りは全部お城の地名で固まっている。ですから、あそこにお城があったことは事実であろう。だから、あそこを掘りたかったのです。幸田町も掘ったけれども、なかなか出てこなかったもので、ちょっと余分なとこまでフライングで掘ってしまった。県は待っていたわけですから、自分が掘ろうと思ったところを町が掘ってしまったという、そういういきさつであろうと、私は、みんなに解説をしております。大体、それであっているかと思っておりますが、このように、東光寺の調査は県と町がばらばらに実施したと、その最大の失敗は何かというのが出てくる。これが、今、言いましたように、豊臣時代の10年間、幸田町が、東光寺城のところに、当時の吉田城、今の豊橋の吉田城に池田輝政というのが10年間住んでいました。その家来が深溝の東光寺城に住んでおったことに深溝史には書いてある。いろんな歴史にも書いております。

ということで、あそこはお城があったのだと、ということを実証するために、みんなが掘りたかった、結局、出てきたものは何かという、四十何枚の銅銭、丸いお金が出てきた。この中に永楽通宝もあったものですから、当然、これは、お城がここにあったというふうに地元は騒ぎたかった。ところが、県も掘ったのに出てこなかったということでありまして、今、東光寺城が本当にそこにあったのかどうか、ちょっとすっ飛んでしまった。わかっていない。わからなくなってしまったというのが事実です。

幸田町として、東光寺城はそこにあったのかどうかについての見解をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 詳しい報告書は、私も一通り読んでいるわけではございませんけれども、議員がおっしゃったように、銅銭等々出ているという話は聞いておる。

また、御指摘のとおり、あの周辺については、やぐら下だとか、天白だとか、城だとか、かつてはお城があってであろうということを推察させるような小字名が幾つかございます。そういう点については、きっと想像の域としては、多分、あったのであろうなというふうには思います。

それはそれといたしまして、先ほど、県と町との掘り合いということで、どちらも城跡探しでというような御指摘をいただきました。

結果的に、町も県が発掘予定のところまで掘り進めてしまったという事実があるものですから、掘り合いということになってしまったということは、結果的な事実としてあるかと思えます。

その目的が、東光寺城を掘り当てたかったのか、その下に埋まっている縄文、弥生時代を目指しておったのかというのは、議論が分かれるところであるかなと思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） それは、東光寺城のまだまだこれからもチャンスがあるかと思いま

すので、1つのロマンかなというふうにも思っております。

ここで、今度は、保存管理のことについてお伺いをしたいのですが、まず、広坪遺跡でございますが、広坪遺跡というのは、器以外に実に貴重なアカホヤ火山灰というのがいっぱい入っている層があるということでございます。

このアカホヤ火山灰については、ガラスの雨が降る夜という、ちょっとロマンチックなタイトルの本が2冊出ております。

1冊は、まさに広坪遺跡について書いてあります。それほど、有名なところなのですが、要するに、空から雪のようにきらきら光る火山灰がいっぱい降ってきて、それが積もったのだと、そういう場所です。その話は、今から6,300年前の九州鹿児島県の向こうの鬼界カルデラの大噴火によった火山灰がそこに積もっている。

これは、実際に、広坪遺跡とか、同じく隣の牛の松遺跡にもあります。

これは、そういうものがあるものですから、実際、掘ったものは、埋文が持っているものですので、それはやっぱり、幸田町の我々の子どもたちに見せたいものだなと思うのです。そういうものを子どもたちに見せるチャンスはないのかなど。

矢都木に持ってこないといけないのかなというのでございますので、ぜひ、見せたいと思いますが、そういうことは何とかなるものかどうかについてお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 広坪遺跡に限ったことではないと思っておりますけれども、先ほども御指摘がありましたように、幸田町内で出たものだから幸田町のものということではなくて、その発掘者、まずは県に帰属するというのが大原則なのですけれども、県が幸田で掘れば県に持ってしまおうということが多々あるということです。それが、いい悪いは別にして、発掘の世界のルールとしてはそういうものということでございます。

そして、それを前提として、議員がおっしゃるとおり、幸田町で出た貴重な遺物だから、幸田町の子どもたちにもぜひ見せてやりたいと、私ども教育委員会としては全く同じ思いでございます。そういう点については、県からお借りをしてきたとか、こちらの受け入れ態勢さえ整えば譲与の御相談もさせていただく余地もあるかと思っております。そういう面では努力したいと思いますし、かつては、実際、県で保管しているものをお借りをしてきて、こちらで文化財展で展示をしたというような経緯もございますので、そこら辺は機会を見て、そういうものを、現幸田町で発掘されて町外に流出されてる遺物について、幸田の子どもたちに見ていただく、また、歴史の好きな方に見ていただくような機会というのは、また、考えていきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、言いましたように、この町からの出土物は、全部、今、県が保管管理をしておりますので、幸田町内ではないのです。

これでは、幸田町からのものが全部外に出て行って、町民が見ることができないという状態がずっと続いている。

ところが、県のほうも、これは、今の方針では、町が見たかったらいつでも貸しますよと、または、譲渡しますよと、くれますよとも言っているわけですので、要するに幸田町がそういった受け入れ態勢ができれば、これは、県の埋蔵文化財センターもあの倉

庫が満員ですから、これ以上は要らないと、ですから、幸田町が持ってくれよと、そういう状態なのです。

幸田町もそれを受け入れようとしなから、みんなどこかにいってしまっている。大事なものが蒲郡や弥富にいつてしまっているものですから、これは返してもらったほうが、僕は、幸田町の子どもたちにとっても、町民にとってとてもいいことじゃないかと思うのです。そういった努力をこれはすべきだと思うのです。

先ほど言いました44枚の古銭、銅銭は、今、どこにあるかわかりませんが、それも今、どこにあるかも教えていただきたいというのと同時に、そういうものの公開できる場所をつくっていくべきだろうということですので、ぜひ、そういった町外に出ている出土物について町内に戻す気があるのかないのかについて、再度、お願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 町内で出た遺物を町内に戻す気があるかという御提言でございます。

もちろん幸田町の歴史を語る幸田町側の遺物ですので、町外へ出ておるものについては、将来的な幸田に戻して幸田の方に見ていただきたいという思いはございます。

ただし、それに当たっては、幸田町へ返していただいたときに、そこで町内で適正な保管管理ができるという受け入れ態勢をとった上でないと返してもらっただけで、管理が悪くて紛失したり破損してしまうということになっては、それこそ取り返しがつかない事態でございますので、ある意味、幸田町の受け入れ態勢がまだできていない今日において、県のほうで管理をしていただけるというのは、ある意味、結果的にはありがたい状況ではないかという考え方もあると思っています。

ですが、御指摘のとおり、幸田のものは幸田で管理をして、幸田の人に見ていただくというのが本来あるべき姿というふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町で一番有名な青塚古墳は、昭和4年に発掘調査をやっているわけです。もう随分昔です。それぐらい昔から幸田町内で発掘調査の歴史は古いのですが、昭和49年にできた幸田町史を読んでみましても、そのときに、昭和49年のときに町内には67基の古墳があるというふうに書かれております。その昔から随分幸田町はそういうことに関しては、一生懸命やっておりました。

そのときに、日向山古墳も馬乗第2古墳も書いてありません。これは、いつ発見されたかなというのを調べてみると、昭和49年に歴史家2人と幸田町の職員が、役場の職員が日向山古墳にいつて、そこで調査をして、こういうものがあるぞということを見つけてきたのです。

そういうことが続いて、日向山、馬乗、東光寺山という、全部、役場の職員が一生懸命参加をして、一生懸命見つけたのです。

こうした努力があるから、今、70近くの古墳が幸田町内にあるということがわかってきました。

昭和の時代の幸田町は、埋蔵文化財に対して、とても熱心に努力をされたというふうには私は思っております。

ところが、昭和の終わりから平成にかけて、今、幸田町は、日向山はそのまま30年ほかりっぱなし、馬乗古墳は、実は、3号墳というやつを2号墳というふうに名前を取りかえて蒲郡にお渡ししたのです。3つあるうちの3号墳が幸田町、2号墳が蒲郡だと。

じゃあ、3号墳をやめて2号墳という名前にしてしまおうと、蒲郡の籍に変えて、幸田は蒲郡に渡したのです。

東光寺は、無計画だと言われてしかられてしまって、あれから何もやっていない。

というふうに、昭和の終わりから平成にかけて、埋蔵文化財に対して謙虚に向かう心がなくなってしまったのではないかと、私は思っているのです。その一例が、去年、3月に発行されました深溝城史という報告書がございます。まだ、余り一般では見られていないのですから、この中には、間違いが山ほど入っております。

こういうものもなぜか、この話は、また、別の機会に話をしますが、まずは、幸田町の指定文化財に対する基本的な考え方、姿勢について、反省すべきことはないのか、反省すべきとしたらどこを反省するのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず1点、先ほども出てきた馬乗第2古墳の話でございますけれども、3号墳だったものを2号墳の名を変えて蒲郡へという御指摘をいただきました。

先ほど、確かに、私の答弁の中でも、蒲郡地内に1号、2号、幸田町内に3号、番号とは言わずに数でいったかと思いますが、蒲郡地内に2つ、幸田町内に1つある。それを合わせて蒲郡で調査をしていただいたという答弁はさせていただきました。

その発掘調査の結果、蒲郡市内にありました見晴山2号墳については、調査の結果、古墳ではなく、ただの土山であったということが発見をされました。

その関係で、幸田町内にあった3号が、結果的に古墳としては2つしかないということで2号に繰り上がったという経緯がございます。

それから、後、発掘に対する町の姿勢、反省すべき点はないかという点でございます。

先ほど、日向山の管理の関係で、いつまで仮保管だということでおしかりをいただいたばかりでございます。確かに、既に発見をされております重要な遺跡等々の保存管理という点におきましては、十分なことがされていないという点では、反省すべき点があるというふうに謙虚に受けとめております。

また、昭和の時代には、郷土史家と町の職員が一緒に日向山を見つけたと、そのときは、一生懸命探して新たな発見があったと、その後、平成になって全然ふえていないという御指摘については、現幸田町の姿勢として、埋蔵文化財、古墳、または、昔の生活跡で遺跡について、ないかなということ積極的に探すという姿勢は持っておりません。開発等々に合わせて必要な調査はするという事は、町の責任においてやるべきだという認識は持っておりますけれども、埋蔵文化財、埋まっている分については、何千年も地中で保存されてきたという経緯がございます。

そして、将来的には、より科学が発展して、掘らずに地下の状況がわかるとか、そういう化学分析の能力も将来的にはもっと発展してまいるということもございます。そういう点では、特別必然性、早急な状況がない限りは、埋まったままでもある意味いいのかなというふうに認識をしております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 掘れば掘るほどの出土遺物がふえてきますので、その保管場所というのは、今の幸田町で言えば、郷土資料館で狭過ぎます。そこで、郷土歴史館というものをつくる、というのがいいのではないかなと私は思うのです。

国の公民館やコミュニティを活用して、学区歴史館として、その学区から出てきたいろんな遺物についてショーケースか何かをもってきて、立派なものではなくてもいいですから、それぞれ地元でこんなものが出たよということを、地元民に見せるようなそういう場所をつくっていくというのは、いいのではないかと思うのです。

文化庁も出土遺物について、新たな活用方法として、民間を含めた多様な施設で展示公開をするように推進するように求めております。

そういった意味で言えば、やっぱり、地元で出土したものは、地元で展示をするというのが一番いいことだろうと、私は思いますので、立派な豪華な郷土資料館をつくるというのは、私はもちろん賛成をしておりますので、ぜひ、つくってほしいのですが、小さくてもいいから地元で出たものだよというものは、地元で1回見せられるチャンスがほしいなど、あの44枚のお金はどこにいったのだと、後で教えていただきたいのですが、あれは、どこにいったら、どこで見れるのだと、そういうものをちゃんと、それぞれの学区のコミュニティに置いてあればいいのだろうと思うのです。

広坪遺跡と言われても、そばまで行って、私、地元の人に聞いたのだけれども、どこだかわからない、そういう状態じゃいけないじゃないですかやっぱり。そこで、それぞれが見れるといいなと思いますので、そのお考えについてお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 地域歴史館という御提言でございます。

まず、現在の郷土資料館につきましては、築40年という年月がたっており、建てかえが必要な時期が来ております。

しかしながら、郷土資料館の建設ということになりますと、多額の費用を要し、また、現時点では具体的な建設計画もございません。

この件につきましては、今後、重要な課題の1つとして、認識はしております。

また、御提言の公民館やコミュニティホームを活用した地域歴史観の学区ごとの設置という件でございます。

本当に、私自身も発想としてはとても共感できて、1つの考え方であるなという思いがいたします。

ですが、現実問題として、地域にそういうようなニーズがあるのかというようなことが定かでないということ、また、少なからずそういうことを6学区、公民館等をお借りしてやっていくということになりますと、少なからず地元スペースとお手間をおかけすることが危惧されるというようなこともございますし、そういう点で大変恐縮ではございますけれども、現時点では、地域歴史館設置という考え方はもっていないというのが正直なところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 当分、愛知県の弥富町に保管されていると、そういうことでありま

して、幸田町民が目にするのではないと、そういうことではちょっと情けないなど、金魚を見にいきながら、ぜひ、弥富町も宣伝したいと私は思っております。

愛知県の年報によりますと、県内の自治体には、埋蔵文化財専門職員が正規職員としているのはとても少ないのだということがわかりました。2人以上そういう埋蔵文化財専門職がいるのは15団体。33市町はゼロ、町村レベルでは2人いるのは幸田町だけ、幸田町だけが要するに学芸員が足りると、そういうことです。人材があるのです。

質の高い埋蔵文化財も幸田町内にはいっぱいあります。財政力もあります。ないのは何かと、これは意欲だけです。幸田町にはやる気がない。人もいるし金もあるし物もあるのだけれども、見せようとする気持ちががない。地元公民館などを活用して、その展示場所をふやしてくれませんかという、随分、否定的な話が出ましたが、ぜひ、そういうことを考えていかないと、幸田町の歴史として恥ずかしいと、文化のまちであるという幸田町を意識するならば、そういった埋蔵文化財も含めてどんなものも幸田町内で見れるようにしてほしいと、私は思いますので、最後に、そういう方向に気持ちが向いているよということをお願いして終わりにしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 気がないわけではないということだけ申し上げたいと思います。

そして、委員が御指摘のとおり、当教育委員会では、学芸員の資格を有する職員を生涯学習課において2名抱えております。

資格を持っているということで、県の年報の調査とはちょっと趣旨が違いますけれども、埋蔵文化財専門ではなく、夏祭り等、他の業務も合わせてやっていただいております。

この2人がもし、東光寺遺跡を昭和60年代に発掘するときこの2人がおれば、無原則というようなおしかりをいただくようなことはなかったであろうというふうに思いますし、また、もしかしたら見晴山2号墳も幸田町内にあったかもしれないというようなことでございます。

そういう意味で、教育委員会の埋蔵文化財に対する体制としては、確かに町としてはありがたい状況をつくっていただいているということは間違いございません。

その人材を生かすような文化財行政、即学区の地域資料館というわけにはいかないかもしれませんが、議員が御提言いただくような文化財振興のための趣旨を生かすという点で、町内に流出しているものを借りてきた期間限定になるかと思いますが、文化財企画展ですとか、資料館でもいろんな催し物をやっております。

そのような今ある施設、人材の中で、皆さんに文化財に触れていただくような機会を、今後とも積極的につくってまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月6日水曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問された方は、議会だよりの原稿を9月12日火曜日までに事務局へ提出をお願いします。

長時間大変お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 4時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年9月5日

議 長

議 員

議 員